

令和４年第一回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第３号）

令和４年３月１６日（水曜日）午前９時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1 3 号 令和４年度八丈町一般会計予算
- 第 3 議案第 1 4 号 令和４年度八丈町介護保険特別会計予算
- 第 4 議案第 1 5 号 令和４年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第 1 6 号 令和４年度八丈町国民健康保険特別会計予算
- 第 6 議案第 1 7 号 令和４年度八丈町水道事業会計予算
- 第 7 議案第 1 8 号 令和４年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算
- 第 8 議案第 1 9 号 令和４年度八丈町病院事業会計予算
- 第 9 議案第 2 0 号 令和４年度八丈町浄化槽設置管理事業会計予算
- 第 1 0 議案第 2 1 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 1 1 議案第 2 2 号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 2 議案第 2 3 号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 1 3 議案第 2 4 号 八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 議案第 2 5 号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 1 5 議案第 2 6 号 八丈町再生利用資材置場設置条例
- 第 1 6 議案第 2 7 号 八丈町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例
- 第 1 7 議案第 2 8 号 末吉地域公会堂の指定管理者の指定について
- 第 1 8 議案第 2 9 号 八丈町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第 1 9 承認第 4 号 議員の派遣承認について（令和４年度東京都町村議会議員講演会）
- 第 2 0 承認第 5 号 議員の派遣承認について（令和４年度要望活動）
- 第 2 1 承認第 6 号 議員の派遣承認について（小笠原親善訪問）
- 第 2 2 承認第 7 号 議員の派遣承認について（令和４年度行政視察研修）
- 第 2 3 発議第 1 号 ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議

出席議員（13名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	金川孝幸君
11番	廣江才君	12番	小澤一美君
13番	浅沼憲春君		

欠席議員（1名）

14番	奥山幸子君
-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	佐々木眞理君	教育長	佐藤誠君
企画財政 課長	笹本博仁君	総務課長	菊池正勝君
総務課兼 福祉課主 幹	高橋太志君	税務課長	福田高峰君
住民課長	佐藤真一君	福祉健康 課長	奥山勉君
建設課長	瀬筒国治君	産業観光 課長	高野秀男君
会計課長	田村久美君	企業課長	菊池拓君
教育課長	菊池良君	消防長	菊池邦彦君
病院事務 院長	菅原宏幸君	代表委員 監査委員	浅沼拓仁君
企画財政 課企画係 長	金川智亜樹君	企画財政 課財政係 長	冲山晃君
企画財政 課企画係 主査	吉川元人君	総務課 庶務係長	大川和彦君
住民課長 住民係長	佐々木恒君	住民課長 環境係長	小野高志君
福祉健康 課厚生係 長	菊池直貴君	福祉健康 課障がい 福祉係長	浅沼晃子君

福祉健康 課係保健康 建設課長 建設係長 産業観光 課係産業長 産業観光 課係觀光長 教育課 生涯学習 係長 企業課 水道浄化 槽係長 病院事務 局係管理長	浅沼洋介君 浅沼晶君 廣瀬悠志君 大澤知史君 山下進君 櫻庭郁也君 笠原達也君	福祉健康 課係高齡長 建設課長 管財係長 産業観光 課係水産長 商工係長 教育課 庶務係長 企業課 經理係長 企業課 水道浄化 槽係主査 病院事務 局係業務長	菊池泰君 川島心太郎君 松代純君 菊池和樹君 岡野豊広君 関村優子君 菊池裕介君
---	---	--	--

事務局職員出席者

事務局長	和田一宏君	庶務係長	山本良太君
書記	安藤聡史君	書記 (録音)	小栗光太郎君

◎開議の宣告

○副議長（浅沼憲春君） ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和4年第一回八丈町議会定例会3日目は成立いたしました。

議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○副議長（浅沼憲春君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（浅沼憲春君） 日程第1、会議録署名議員に、11番、12番議員を指名いたします。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続きまして、2日目からの継続といたしまして、日程第2、議案第13号 令和4年度八丈町一般会計予算の審議をいたします。

歳出38ページ議会費から、55ページ総務費までの質疑を行います。

3番。

○3番（山下則子君） おはようございます。

47ページのIT推進費のところだと思うんですけども、私が昨年、八丈島「はじめてスマホ・パソコン教室」という、ここに通っているんですけども、本年になってから行われていないんですね。というのは、まん延防止の関係で、公民館とか使えないということで、この後の日程について、3月27日はやりますということが、連絡が来たんですけども、あとについては中止になるのかどうなのかというか。4月からも引き続いて、この事業というのは継続されるのかどうかお聞きしたいです。

○副議長（浅沼憲春君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） おはようございます。

こちらは、東京都から委託を受けております事業でございます。デジタル協議会の主催でございます。今年度は、コロナの関係で中止に、1回はやると思いますが、来年度

も、今のところ継続して事業は実施したいということは聞いておりますので、またご周知できると思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） よろしいですか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 今回の関連なんですけれども、こちらデジタル協議会という形で東京都、町も含めて、あと公募によって選ばれた方々と一緒に協議会をつくって進めていくということで、今の3番議員がおっしゃったとおりの事業もやっていると思うんですけれども、その一つの中にプログラミング教室というのをやっていたと思うんですけれども、それがもう多分全部終わって、実績等出てきていると思うんですけれども、その全体の予算と、これは高校生は無料だというお話があった中、高校生も何名か参加している。一般の八丈の人たちも参加している。島外の方も参加している。そういう中の実績を教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 予算につきましては、先ほど申し上げましたけれども、東京都からの委託事業でございまして、そこは確認をさせていただきたいと思います。

実績につきましても、まだ詳細の報告は上がってきてございません。高校生もたしか数名は受けているということをお聞きしております。実績については、これから報告があると思いますので、その時点で報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） では、その実績の報告と予算のほうはよろしくお願いいたします。

このデジタル推進のために、地域おこし協力隊の方が入っていたと思うんですけれども、その方が今どうなっているのか、教えていただけるとありがたいです。

○副議長（浅沼憲春君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 地域おこし協力隊であった方が、ファシリテーターということで進行役を務めております。現在も務めてございます。たしか今日もウェブ会議があると思いますので、そこには協議会でございますので、また詳しい話は聞きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） よろしいですか。

ほかにございますか。

5番。

○5番（沖山恵子君） 39ページ、総務費ということでちょっとお伺いしたいんですけれども、町長の所信表明の中に、女性の活用ということが書かれていなかったんですね。我々議員側には、女性結構いますけれども、執行部側といいますか、課長席には今お1人しか座っておりませんし、あまり女性の管理職の方とかも役場の中にはいないように思うんですけれども、町役場として来年度どのように、そういう女性の活用とか、人事の活用も含めてですけれども、やろうと思っているのか。総合的なところをお聞かせ願いたいのですが、よろしく願いします。

○副議長（浅沼憲春君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） まず、管理職のほうに女性等がないという現実がございます。ただ、これに関しましては、管理職って今、試験制度になっておりまして、受験資格は統括係長とか、その方になった方が受験をできるという形になっています。来年度に関しましては、1人、女性の方で統括係長に昇格している方がおられますので、そういう面では、今後は期待できるかなというふうに思っております。一応、女性の活躍の場の関係の計画等もつくっておりますけれども、いろいろ個人の状況でキャリアアップとか、そういうことのお考え等をなかなか浸透させることができないという現実がありますので、その辺については今後も努力していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いします。

○副議長（浅沼憲春君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 我々議員には、たまに「女性議員が少ないのはなぜだと思いますか」というアンケートとかが来るんですね。家庭のことが忙しくてできないとか、いろんな介護が大変だとか、そういう理由ですか、みたいなアンケートが来るんですけれども、役場の職員も、女性はいろいろ家庭があったり介護があったり、どちらかというところ、いろんな負担が女性のほうがかかる割合が多いような気がしますので、そういうことを役場としてどのようにフォローしていけるかというところで、管理職になろうかな、試験を受けようかなということも出てくると思うんですね。過去にも、もう我々より10年、20年先輩の女性の方々も、資格はあるんだけど私は受けないという方がたくさんいたというふうに聞いたんですね。やっぱりそれはいろんな事情があって、試験を受けずに、管理職にはならないという選択をしてそうなったと聞いたことがあるんですけれども、ぜひそのようなことがないように、ある程度の、例えば課長になるのに30年たったら試験が受けられるよということでしたら、30年たった方は、皆さんが試験を受けられるようなフォロー体制を、役場としてぜひつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。答弁は求めません。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございますか。

9番。

○9番（岩崎由美君） 町は、移住定住を促進しています。住民の方が島に来て、一番最初行くのは、多分役場だと思うんですね。ごめんなさい、ページ数、総務費の最初のほうです。ただ、予算には出てこないです。そのときに、住民課のところに、住民届、移住届を出して、いろいろ手続するわけですが、そのとき、八丈町に新しくやってきた人に対して、何らかのアクションとかありますか。

○副議長（浅沼憲春君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず、八丈町に転入するという事自体で、お仕事とか決まっているのが前提なのかなということでもありますので、その移住する前に、当然そういうお仕事ですとか、ということだと、2階の企画財政課で承っておりますというような形のご案内は、当然住民課として、しております。我が課に来る手続のときにはもう既にそういう仕事先が決まっているという状態で来られていますので、その案内というときには、もう既に決まっている状態で、我々で言うと、当然国保だったら国保の加入とか、ごみの分別の仕方とか、そういった形、あと税務課とか、そういった形でご案内はしてございます。

○副議長（浅沼憲春君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 私がお願いしたいのが、あまり難しい話じゃなくて、これから一番住民課の忙しい時期になると思います。それでこの間も係長が一生懸命仕事しているのを見て、大変だなと思っていました。

移住してきた人に話を聞くと、八丈町役場に行って手続するけれども、何も、何もというのは変ですけども、ただ普通の手続、私がここで言いたいのは、もし歓迎する気持ちがあったら、「ようこそ八丈島へ」の一言でいいので、そういったムードづくりというのがとても大事じゃないかなと。いろいろお話しするのがちょっと苦手な人もいますかと思えます。そういう人に何か書類を渡すときカードがあったり、何かちょっとした心遣いが「あ、八丈に来てよかったな」と思う人がきつといるんじゃないかと思うんですね。なので、一言、まさかクラッカーを鳴らせとは言いませんので、そういったちょっと心が温まるような、ちょっとした一言が言えるかどうか。話でなければ何かそういうリアクションができるかどうか、ちょっと教えてください。これは住民課じゃなくて、副町長でもいいと思うんですけども、いかがでしょう。

○副議長（浅沼憲春君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 今、ご案内のご提言ございましたので、我が課でできるところは、おもてなしの心ということで、ふだんから、そうおっしゃられてはいますが、決して肅々と、何て言うんですか、殺伐としたルーチンワークとして承っているとは、私は思っておりません。ただ、「おじやりやれ」とか、そういう言葉はないかもしれませんが、対応のほうは、私どもとしては適切に対応しておると思っております。

移住された方があちらの区役所でやる手続は、当然機関委任事務ですので、全国共通で同じようなご案内の仕方ということであると思うんですが、そういう感じられたということでおっしゃられたので、その点は我が課でフィードバックいたしまして、言葉はなくても心はそういった形で承っていきたいと思います。

○副議長（浅沼憲春君） 9番。

○9番（岩崎由美君） ありがとうございます。

温かな気持ちで、いろいろ新しい島民を迎えていただきたいと思います。役場というのは、最高のサービス業だと私は思うんですね。だからその辺は、クライアントである住民の人たちがいかに満足するかというのはあると思うので、ぜひ温かいおもてなしをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。要望です。

○副議長（浅沼憲春君） 副町長にはよろしいですか。副町長に答弁求めますか。大丈夫ですか。

4番、お願いします。何かありますか。

先に4番。

○4番（山本忠志君） 関連の質問なんですけれども、実は移住希望者を以前、案内したことがございまして、まず最初に、住むところを探したいということで、不動産屋ですとか、いろんな住宅のあっせんしているところに連れていったんですけれども、まず、一番先に何を聞かれたかという、お仕事何ですか。年収幾らですか。家賃の取りっぱぐれがないように、収入の根拠を確かめるのは大事なことだと思うんですけれども、そうくるわけですよ。町役場へ来ると、お住まいはどちらですか。どっちが先なのか。住まいを探している。一方、そちらでは仕事を聞かれる。仕事場に行くと、住まいを聞かれる。これがワンストップという言葉が前にはやりましたけれども、それが一括してそこで両方とも面倒見てくれるような、昨日も話しましたがけれども、お仕事掲示板には、ずらずらと結構いろんな職場がありますし、そういうサービスの僕はあってこそ、岩崎由美議員の言われるような「ようこそ八丈へ」に、実質的につながっていくんじゃないかなと思うんですけれども、そういう部署というのは今、

何かございますか。企財のほうかもしれないんですけども。

○副議長（浅沼憲春君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 昨日もお話しさせていただきましたけれども、できるだけワ
ンストップでということを考えてございまして、その関係で、移住定住支援員を来年度から
採用するという形になってございます。

これまで担い手育成センターのほうは、ある程度形が出来上がっております。そういった
ものも反映しながら、今後の対応についてはまとめていきたいと考えておりますので、よろ
しく願いいたします。

以上です。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございますか。

10番。

○10番（金川孝幸君） 50ページの2、渉外費に、親善訪問同行太鼓謝礼117万7,000円ある
んですけども、この八丈太鼓、行くと大変好評で喜ばれていると思うんですけども、
この八丈太鼓のサークルというのは島内に幾つかあるんですが、町でいっていただいている
サークルというか団体は幾つあるか、教えていただけますか。

○副議長（浅沼憲春君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） こちらの親善訪問につきましては、1団体ということになります。

○副議長（浅沼憲春君） 10番。

○10番（金川孝幸君） いろんな団体があるので、町の行事にも協力してくれている団体も
あると思うので、できるだけいろんな団体に行っていたほうがいいのかなと思います。

あと、例えば町の職員にも太鼓サークルみたいなものがあるかどうか分からないんですけども、
職員も打てるようになれば、同行する職員が太鼓を打てるようなこともできれば、こ
の経費も相当削減できるんじゃないかなと思うので、その辺も検討をお願いします。

○副議長（浅沼憲春君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） ほかの団体もということは、要望については承りますけれども、
職員のサークルとかという、要は職務外の活動につきましては、職員のやる気等がございま
すので、難しい面があるというところがあります。

あと、こういう芸術的なものは、努力以外にセンスというの必要となると思いますので、
その辺については、やる気がある職員があれば、そういう職務外の活動については、こちら、
特に口を出すことはありませんので、そういうことはやる気次第だということになると思い

ます。

○副議長（浅沼憲春君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） ないようですので、総務費までの質疑を終結いたします。

続いて、56ページ、民生費から77ページ、労働費までの質疑をお受けいたします。

1番。

○1番（宮崎陽子君） 77ページになります。農業委員会費のところから、農地利用最適化推進委員につきまして質問させていただきます。よろしいですか。77ページはまだですか。

○副議長（浅沼憲春君） 77ページの労働費まで。

○1番（宮崎陽子君） 分かりました。

○副議長（浅沼憲春君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 59ページの負担金補助及び交付金ということで、老人クラブについてお伺いしたいのですが、長年老人クラブさんには町のほうから補助金が出ていまして、そのお金を使って、健康づくりのために様々な活動をしていたかと思うんですけども、この頃ご本人たちがかなり高齢化してきまして、お金をいただいても、なかなか自分たちだけでは活動できない。お手伝いをする人がいないと、活動がままならないということを知ったんですね。これ、今回ここの18の項目のところも、みんな補助金とか負担金とか、差し上げているお金なんですけれども、お金を差し上げるのではなくて、何かお手伝いをしながら、一緒に何か健康づくりをしようみたいな、そのような活動というのがあるのか。また、今後そういうことを考えられないのかということについてお伺いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） おはようございます。

まず、老人クラブさんですね。本当に日頃から様々な活動をしていただいて、町の行政のほうにも大変ご協力をいただいているということは感謝してございます。ただ、老人クラブというのは、高齢者の自主的な、まずは組織という認識でございますが、私どもも、この老人クラブ、いろんな法律もございますので、当然町としていろいろなご協力、お金、補助金以外、例えば保健師を派遣するとか、健康教室を開くとか、そういったところに対してのご協力はさせていただいております。

ただ、今、議員がおっしゃったように、高齢化してきて、活動がなかなか大変になってき

ているという部分もあるということは、私どもも認識はしておりますし、今後も、例えばちから定期的に依頼されると、保健師さんとかを派遣して、一緒に健康教室を開くとかいうことはやっているのですが、それ以外にも、柔道整復師の方々、これは島外のほうからとか、あと島内の事業者さんもあるのですが、そういったところの方々にもご協力をいただきながら、無理のない運動、運動と申しますか、そういった健康に基づくもの、そういったもののご協力はしていきたいと。ただ、実は今年度も計画はしていたんですが、このコロナ禍で東京からそういった専門の方々に来てやっていただけるというところが、現状ちょっと難しいのではないかとということで見送ったという経緯もございます。ただこのコロナ禍も、また収束に向かっていけば、新年度に向けて、また補正も入れながら、ご協力をしていきたいというふうに考えてございます。

○副議長（浅沼憲春君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 月一の健康教室、多分各地区回ってやっていただいていると思って、大変皆さん参加も多くて好評だと思うんですけども、それが来ないときに、各単位クラブで、輪投げをしましょうみたいなことになったとすると、輪投げの台を借りてきて組み立てて、点数つけて返しに行くって、それすらももう結構大変になってきていまして、私もかなり手伝ってと言われているんですけども、なかなかそこまで手が回らなくて、お手伝いに行けていないんですが、ぜひ今後、老人クラブの活動を手助けするスタッフ、そういう健康教室ももちろんそうなんですけれども、日々の活動がもうかなりしんどくなっているのでも、スタッフみたいなのを派遣するとか、もしそういうことができるのであれば、何かしら考えていただきたいと思うんですけども、そのようなことは難しいのでしょうか。法律だの何だの、今おっしゃいましたけれども。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） そうですね。今、現状で、すぐに、例えば組立て、今おっしゃられたような組立てとかのスタッフを毎回派遣というのも、日常の業務も、うちの高齢福祉のほうもございますので、そういったところは、今後うちの福祉健康課全体として相談をさせていただきたいと思います。ただそれを最初から、仕事が忙しいから、もう派遣はできませんとか、そういった考えではなくて、何かいい方法がないかというところを検討してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○副議長（浅沼憲春君） 5番。

○5番（沖山恵子君） さすがに役場の職員に行けとは思っていないんですけども、例えば、

そういう方を1年間通して、今月は末吉、来月は中之郷みたいに回る方を、例えばアルバイトで雇って派遣するとかというような形が何かできたらいいなと思ったんですけども、また、そちらのほうで考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございますか。

3番。

○3番（山下則子君） すみません、72ページになるのかなと思うんですけども、71から温泉施設管理費のところ、だんらんの湯のことについてちょっとお聞きしたいんですけども、樫立のだんらんの湯について、住民の方から、脱衣場がすごく寒いというご意見をいただきました。私も見に行きました。そうしたら、だんらんの湯というのは障害を持っていたりとか、あと、大手術してその傷が一般の大浴場じゃ、見せるの嫌だわという方とか、そういう方のためにある温泉だと思うんですけども、そこが行ってみたら、私も初めて入って、1日というか時間が決まっていて、1組ずつ入るお風呂なので、1組が入るお風呂が一つなのかなという頭で行ったんですね。そうしたら同じお風呂が2個あって、3か所目には、スロープで湯船にも入れる、そういうお風呂が3つあって、いつも使われているのはこのお風呂ですって1か所あるんですけども、脱衣場の天井のところは、天井がなくて吹き抜けになっていて、廊下とか玄関とか、全部一緒の屋根というか、なので、脱衣場自体が、入っても外の気温と同じみたいな、そういう感じだったんです。

介護の人が一緒について入っても、せっかく温まったのに、また脱衣場でお世話している間に、自分も寒いし、こっちも寒いよみたいになって、何とかならないかということだったんですけども、まだ、この3月4月というのは、夜になるとやっぱり寒いですし、昼間こうやって暖かくなったとしても、やはり取りあえずはちょっとした暖房機というか、電気ストーブなりを取りあえず置いていただいて、予算がないのは分かるんですけども、できれば安全面を考えると、エアコンのほうが、エアコンで脱衣場を温めるようなことをしていただくことはできないでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今、お伺いしたお話なんですけど、吹き抜けというか、天井を塞いでいないというのも、湿気とかいろんな島内の環境もありますし、結構木が腐りやすいとか、そういった部分もあるので、吹き抜けにはしているというのが基本なんですけど、そういった今お伺いしたような補助の方とか、お付添いされている方とかも寒いとかいうことで

あれば、まずは、私どものほうでも相談をして、今おっしゃられたような暖房、まずすぐにエアコンをつけるというのなかなか難しいところではございますので、その辺については、何かしらの対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○副議長（浅沼憲春君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 61ページ、保育士の関係なんですけれども、昨日、山本議員が人材育成のお話をされておりました。保育士さんのほうは、企財の1-7の資料にもあるとおり、保育士さんの資格取得のための予算をつけていらっしゃいます。まず、この実績と、あとこの保育士さんたちは現在も働いていらっしゃるのか、ちょっとお伺いします。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 予算書でいきますと、63ページの18節負担金補助及び交付金の一番下になります。保育士の資格取得の補助金ということで10万円計上させていただいております。こちらについては、まず保育士不足を解消するため有資格者を増やして、欠員の補充やサービス向上を図るところで、保育士の資格取得に係る通信教育費や、受験の渡航費の補助というところで、上限を10万円ということで、補助をさせてもらっております。

そうした中で、実績としては、今、保育士のほう、正職員で本当にぎりぎり足りているというところがございます。4番議員からも、昨日もそういったお話しありましたけれども、やはりこの中で、うちは正職以外に補助の方々をお願いして、会計年度職員として、ご協力をいただいております。

そうした補助をされている中で、資格をお持ちでない方もいらっしゃるの、そういった方々の補助をしていこう、資格を取っていただいて、ぜひ町の保育士さんになっていただきたいということでの行っている事業でございます。

実際実績としては、平成29、30、31年と、各1名の方に試験を受けていただいて、実際、現在この3名の方、町の保育園で保育士としてお仕事をいただいているところがございます。また、昨日の4番議員の質問の中にもあったと思うんですが、それ以外にも、例えば八丈出身の子で将来保育士になりたいとあって、今現在、東京のほうの学校のほうに通われている方も、ご依頼があれば実習という、学生中にもありますので、そういったところは、島の保育園でも、もしお話があれば、そこは受け入れている。そういった方々に、将来的にはやはり八丈に戻ってきていただいて、ぜひ保育園お手伝いをさせていただきたいということでお話はしていますが、やはりなかなかすぐ結びつかないということも現状でございます。

以上です。

○副議長（浅沼憲春君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 毎年、年度末、年度末というか近づいてくると保育士さんが辞めちゃうんだって、足りないんだって、どうするんでしょうねって結構質問が来るんですけども、今はぎりぎり、来年度も大丈夫だと、ちょっと安心しました。子育て環境というのは、移住のモチベーションのすごく大きなところですので、しかもこの八丈の大自然の中で、ゆっくりと子育てができるってすごく幸せだと思うんですね。だから、こういうこの取組をぜひ進めていただいて、来年というか再来年、あまりどきどきすることがないようにしていただきたいと思うんですが、今後の見通しなど、次に研修を受けそうな人がいるかどうかとか、それを聞いて、この質問を終わりにしたいと思います。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） そうですね。来年、新年度、令和5年度に向けても、今、お手伝いをいただいている方々が結構いらっしゃいますので、そういった方々にも、当然お声がけをして、こういう制度もありますよ。また、お手伝いいただいている中には、実はもう資格をお持ちの方も結構いらっしゃいます。そうした方々にも、町の正職員として働いてご協力いただけないかというところも、引き続き行っていきたいと考えております。私も本当、毎年、どきどきしながら来ているので、少しちょっと言い方変かもですが、余裕が持てるぐらいの、それぐらいの手厚いお子様への保育というのも進めていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） 衛生費で66ページ、休日急病診療事業委託料の件なんですけれども、こちら、救急車を呼んで、お医者さんのほうが救急と判断しない場合、その救急車の費用とかを払わないといけないという形になったと思うんですけれども、いわゆるそういう事例が今までに、そういうルールになってからあったのかどうか、教えてほしいんです。

○副議長（浅沼憲春君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 前回のところで1件あったというふうに、私が回答していると思います。その1件だけだと思います。

○副議長（浅沼憲春君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） それ1件だけだったということなんですけれども、そのときに、いわゆる全体的に救急車を利用する方が減って、本当は救急車を利用しないといけなかった人たちが重病化したとか、そういう事例があったのかどうかお願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） すみません。救急車ではなくて、時間外だと思います。救急車でそこを診療しないというところはなかったと思います。時間外でかかれて、それが救急に当たらないというところで1件という形です。

○副議長（浅沼憲春君） 4番。

○4番（山本忠志君） 先ほどの岩崎由美議員の保育士のことなんですけれども、ただいまの課長の答弁を伺いまして、まさに育てる人材育成、それに併せて埋もれている発掘型の人材育成というのも進めておられるということで、大変安心して伺いました。まさにそうあるべきじゃないかなというふうに思っているものですから。それで、お伺いしたいのは、もう3月ですから、来年度以降の保育園の開園募集状況と伺いますか。どういう状況なのかちょっと教えてください。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 一応、今現在、お子様の年齢ごとに保育士の配置の人数というの、国の認定基準で決められておりますので、そうしたところに、今現在は、定員が306名です。現在が214名、この令和4年度4月に入園というところで来ております。それなので、一応この定数、306名のところまでは新年度、新年度と伺いますか、令和5年度ですね。その辺に向けてもやっつけていけるというところで考えてございます。まだ人数的には幅がございまして。ただ先ほども言ったように年齢で分ける部分があるので、そうしたところで、例えば3歳児とか、3歳児、4歳児、5歳児。あと一番厳しいのは、ゼロ歳児ですね。ゼロ歳児のところ、6名の定員のところ、もう既に5名の申込みで、入園が確定しておりますので、そうしたところに保育士さんが増えれば、そこを手厚くもっと充て込める。そうすれば定数が増えるというところもありますので、そういったところで努力をしてみたいと考えております。

○副議長（浅沼憲春君） 3番。

○3番（山下則子君） すみません。ちょっとお聞きしたいんですけれども、70ページの肺炎球菌の感染症ワクチンの接種助成費なんですけれども、65歳以上助成していただくことになっていると思うんですが、実績的にはどうなのかというか、私自身も65歳以上なんですけれども、コロナのワクチンが先だろうと思って、先延ばし、先延ばしにしているんですけれども、まだコロナのことであれなんです、年に1回ぐらいは広報で周知していただいているんですけれども、まだまだ周知のほうは足りないのかなと感じることがあるので、今後、ど

うなのかというのもお聞きしたいんですけども、肺炎球菌の令和3年度の実績みたいなのはどれくらいになっているのでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） まだ、すみません、令和3年度の実績等が出ていないんです、今年度。厳しいところではございますが、これが、令和2年度、こちらで、実績が接種された方が35名、31年度で13名、やはりこのコロナとかの関係もあって、接種をされる方が、肺炎の部分で心配されて接種を受けられる方が増えてきているというところなどで、実績はまだ出ておりませんが、今年度も、コロナワクチンのほう、今、進めておりますが、そうした中で、一緒に同時接種はできませんので、期間を空けて、ぜひこの辺はやっていきたい。また周知のほうも、再度行っていきたいと考えております。

○副議長（浅沼憲春君） 3番。

○3番（山下則子君） やはり高齢者になると、肺炎で重症化するという面では大事なワクチンだと思うんですね。それが国のほうで、助成していただけるということは、高齢者にとっては安心材料なんですけれども、本当にまだまだ、おじいちゃんおばあちゃんのほうには周知がなっていないので、できれば老人クラブとか、そういったところでもアピールしていただけたらどうなのかなと思うんです。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） そうですね。やはり周知のやり方ですよ。こういったところは工夫をしていかなければいけないというところがあると思います。ただ、こちらのほうは、高齢者で一度、肺炎球菌を打っていただくと、一応5年間、そういった期間もございしますので、また新たに65歳になられる方が、年間で100人程度の方がいらっしゃいますので、そういった方々に関しても、例えば65になると、介護保険も1号被保険者というところなので、例えばそういった方々に保険証を送る際に、こういった制度がありますよという周知の方法も一つのやり方だと思いますので、その辺はぜひやっていきたいと思っております。

○副議長（浅沼憲春君） 4番。

○4番（山本忠志君） ページ数、65ページになります。真ん中辺りに医療費助成1,000万円とあるんですけども、小池都知事は、つい先日のことですけども、2023年度から、令和5年度から、高校生の医療費無償化も進めていくと。3年間という一応期限はあるんですけども、それについて、八丈町としてはどのように進めていくお考えなのか。まだちょっと先なんですけれども、お伺いします。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 既にもう東京都のほうからプレス発表もありまして、そうした中で、実は、今月一度ウェブ会議、東京都全体のウェブ会議を開催するという通知は来ております。流れる的には、やはり高校生の医療費の無償化というのも当然進めていかなければならないというところで、令和4年度中に、できればシステムの改修、実際に行われるのが令和5年度からというところが、全体的な動きになっていくというのが現状、今言われているお話でございます。ですので、今月のそのウェブ会議の中で、いろんなお話が各自治体さんからも出てくると思いますので、その辺を踏まえながら、東京都のほうもまた方針を、このようにということで示していただけたらと思っておりますので、そうしたところに町としても、積極的に行っていきたいというふうに考えてございます。

○副議長（浅沼憲春君） 9番。

○9番（岩崎由美君） ページ数66ページです。温泉についても聞きたいことが幾つかあるんですが、連続しているのでもちょっと聞いていいですか、福祉健康課に。今、聞きたいのは、ヘリコプターの添乗の関係ですね。病院事務長になるのかなと思うんですが、今ヘリコプターの搬送、大体どのぐらい行われているか教えてください。

○副議長（浅沼憲春君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 令和2年度の実績になりますが、42件です。支払い金額1人3万円という形で、一応114万8,000円。この中には謝礼辞退という方もいらっしゃる。3名の方が辞退。9月10日は行政ヘリ、コロナ関係の依頼搬送が1件ございます。令和3年度ですが、一応3月13日までで35件です。その中で、まだ謝礼のほうは未確定の分が多いんですが、行政ヘリは1件で、今の予定では105万8,000円という金額になってございます。

○副議長（浅沼憲春君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 先日、つい最近のことですけれども、夜中にすごい音がして、私のうち、空港のそばにあるから、いろんな音が聞こえてくるんですけれども、この時間にこれはヘリじゃないなという音がしたんですけれども、どうもそれで運ばれたのは私の友人で、運ばれなかったら死んでいたぐらいの重症だったらしいんですけれども、自衛隊の飛行機が来て急患を搬送したと聞いています。その経緯、ちょっと教えてください。

○副議長（浅沼憲春君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 本年度、令和3年度から救急ヘリのほう、夜間、飛べない事例が出てきておりまして、6月3日から12月までで大体3件から4件程度で、今年に入りました。

て、2月までで8件程度、その理由的には、ヘリの夜間は飛ばないですという連絡が来たメールが来ています、福祉保健局のほうから。改善はあると思うんですが、従来だと年度内には一、二件程度だったのが最近頻発しているということで、ちょっとこのところは、福祉保健局にも話してはいます。ただ、整備不良ということで、主に大型、夜間飛行できるのは「はくちょう」という機種と、中型機だと「かもめ」というところですね。そこら辺が令和3年度はちょっと故障が多いということで、夜間飛ばないというのが、メールが最近多いということになってございます。

○副議長（浅沼憲春君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 整備不良で夜間飛行ができない。「はくちょう」とかも夜間、事故は起きますよね。そういう状況だと非常に困る。それは八丈だけの問題ではなく、離島全部そうです。奥多摩のほうにも、3台・3台ぐらいがあるかと聞いているんですけども、その整備不良で飛ばないとなると非常に不安じゃないですか、やっぱり。その件に関してやはり島嶼全体で、今後の東京都の緊急ヘリに対するインフラの充実というのを全体で要望したらいかかかなと思うんですけども、その辺いかがでしょう。事務長なのか、町長なのか分からないですけど。

○副議長（浅沼憲春君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） そうですね。ちょっと今回多いので、一応私のほうからは、職員に話してはいるんですけども、そのあたりもし町長もということは、東京都にもし要望に行ったときにできればと思っております。よろしくをお願いします。

○副議長（浅沼憲春君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 最優先課題だと思うので、高い位置にその要望を上げておいていただければと思います。よろしくをお願いします。要望です。

○副議長（浅沼憲春君） 4番。

○4番（山本忠志君） 度々すみません。ページ数は74ページ、一番下の段に、小型ウッドチップパー購入50万円とあるのですけれども、これ、用途が分からないのでじん芥処理になぜこれが必要なのか、ご説明をお願いします。

○副議長（浅沼憲春君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） こちらのチップパー、八形山で、今リサイクルを承っておりますけれども、ちょっと時間が余裕がございまして、時間もありますので、こういったことで加工等できれば、住民サービスがより増すのかなということをお願いしているところでございます。

○副議長（浅沼憲春君） 4番。

○4番（山本忠志君） 要するに、廃棄物の木材を持って行って、チップ化してもらえという理解でよろしいですか。

○副議長（浅沼憲春君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 一応約束事で、八形山リサイクルヤードには、何メートル以内、何センチというようなことになってございます。それをもう少し加工して、より利用しやすいというような形で小型のウッドチップパーは空いた時間にシルバーの方がやっていただけということを知りましたので、そういったことで、その空き時間に、なるべく利用が促進できるような形でというように購入したいということです。

○副議長（浅沼憲春君） よろしいですか。

ほかにございますか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） ページ数でいうと70ページの環境衛生費、12節委託料で、アシジロヒラフシアリとかアズマヒキガエル、ヤスデ対策ということが載っていると思うんですけども、住民課の資料の4-3のところ、その対策事業のところ委託料のところ、ヤスデのところ書いているんですけども、調査・発生源対策という形で書いていまして、アシジロヒラフシアリもそうですけれども、ヤスデもそうなんですけれども、よく住民の方から、野焼きはよくないんですけども、そういう畑焼き、いわゆる農業で必要とされる行為が行わなくなってから、発生が増えたんじゃないかというご意見がよく聞かれます。その関連性を聞くと、誰も調査していないから分からないと。それであれば、ここに本当に関係性があるのかないのかという調査、発生源対策の調査も、発生源対策、あと調査もあるということであれば、こういうところも一緒に調査できないものかと思ひまして、ご質問させていただきます。

○副議長（浅沼憲春君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 野焼きイコール、ヤスデの発生源対策というように調査の費用では、この予算計上してございません。当然議員おっしゃられるような調査、関連性を結びつけるということであれば、この金額どころか、多大な予算を投入しないと検証できないということでございまして、私どもあくまでも、この予算書に計上しておるのは、発生したヤスデの対応に、大量な発生のあるところに対応するためのシルバーさんへ委託して、ピンポイントで駆除するというようなことでの対策費ということでご理解願いたいと思います。

○副議長（浅沼憲春君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） 予算的には多分そういう形だろうとは思いますが、これ、なかなか薬をまいてどうにかなるとか、なかなか解決に至らない。あと薬をどんどんまいていけば、やっぱり土壌も汚染されますし、人も被害を被ることも予想されます。

そういうことを考えたときに、環境の問題としては、野焼きというか畑焼き、認められている部分も一部あるということを確認していますけれども、そこを強く推すわけでもなく、あと火災等が起こる可能性もあるので、そこには十分注意していただくこともあるんですけども、この調査というか、検証というかはある程度今後考えたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず、野焼きでございますが、たしか例外規定で、農業者が行う剪定枝の焼却ですとか、林業者が行う伐採した枝とかの焼却等は例外規定では認められてございます。ただ基本的に、野焼きは原則禁止というふうなことで、例外であくまでも認められているというようなことを前提に、私どもから島全体で野焼きをして検証しましょうというような運動は当然できません。また、当然環境的にも、野焼きをしてどなたかが気になるんだけれどもということは、もうすぐ消してもらおうというような形の活動が、私どもの行政としてやらなければいけない仕事ですので、逆に野焼きを推奨して検証するというような前提は、承れないということでご理解願いたいと思います。

○副議長（浅沼憲春君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） ご回答、物すごくよく分かるんですけども、別に推奨してくれという話をしているわけではなくて、例外も今認められていない状態があって、いわゆる野焼きを推進するとか、推奨するという話ではなくて、今話しているのはアシジロヒラフシアリとかヤスデとかが増えていっている可能性の一つとして、こういうものも、いわゆるこういうことをやらなくなったから、いわゆる野焼きというか畑焼きをやらなくなったからという検証は、ある程度進めたほうがいいんじゃないかということなんですけれども、それは別に推奨するために言っているわけではないので、こういう対策というのは、やっぱりずっと継続的に、持続的にやれるものでないと難しいと思うんですね。ずっと薬をまいていって、アシジロヒラフシアリ、ヤスデが減っていくんだったらいいですけども、そういうことはなかなか難しいと思うので、持続的に生活できるような環境の整え方というのも考えていったほうがいいのではないかとということなんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず環境のことを考えますと、当然議員おっしゃるように、ヤスデ、アシジロに対しても、例えば極端な話、全島民が一度島外に出て、島丸ごと殺虫剤をとというような形であれば当然、駆逐できるかもしれませんが、当然そんなことは許される状況ではございません。鹿児島県とか、当然私ども、いわゆるヤスデの被害等ございます。その業者さんにも毎年委託して、検査していただいているんですが、私どもやるのが、八丈島の環境にいかん影響を少なくして、ただ、生活環境に影響を及ぼすようなアシジロの家屋への侵入とヤスデの家屋への侵入、こういったことだけを対策しているということで、島全体の環境はやはり議員おっしゃるように、ヤスデとアシジロを全部駆逐することはもうほぼ不可能ということが見えておりますので、これは共生していかなくてはいけないというのがもう前提としてございます。ただ、生活環境を守るための最小限のところのスペースで対策していこうということで、ご理解願いたいと思います。

○副議長（浅沼憲春君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 温泉にいきます。71ページですね。2つあるんですけども、福祉健康課の資料を見ると、5-8に温泉の事業の管理費が書いてあります。ザ・BOONが断トツですよ。今休止しています。2,400万ぐらいつけられていますけれども、予算をつけておくのはいいと思うんですけども、このザ・BOONの今後の方針、この間も議会で出たと思いますけれども、この予算2,400万かかっているんで、この辺ちょっと説明お願いします。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 温泉について、昨日も2番議員からも、ザ・BOONというお話もありましたが、実際、本当に経費が非常にかかるというところで、年間、町営の温泉で、約6,000万ぐらいが赤字になっている状況でございます。

そうした中で私ども、いろいろ検討しているんですが、やはりこの間、この間といいますか、今年度、しばらく休んでいるザ・BOON、こちらの建物自体、こちらを実は島外の業者さん、建物の検査を行っていただきました。そうした中で、部分部分でかなり傷みが激しく、落下物のおそれもあるというご指摘もありまして、現在閉めている。

まず、お風呂に入られる住民の方やお客様にけががあっては絶対ならないというところで、現在は、ザ・BOONは閉めているという状況でございます。ここをすぐ修繕すればすぐ使えるんじゃないかというお話もいただいたりもしますが、経費的にかなり高額な金額がかか

るところで、昨日の話の中にもありましたが、町の公共施設をどこまで縮小していくか、縮小する部分は縮小していく、拡大する部分は当然拡大していくと思うんですが、温泉については、いま一度検討をしていきたい。まずは、利用方法については、うちの福祉健康課、こちらのほうでまず一つ、一つか二つかとは思いますが、何かしら利用方法の案を一度、町の執行部に出して、そこで町執行部の中でもまた検討を進めていきたいというふうに考えてございますので、そのところで、やはりザ・BOONについては、非常に厳しい状況でございます。

○副議長（浅沼憲春君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 2,400万もかかってどうなるか分からない。私の個人的な意見としては、もう早くやめちゃったほうがいいかなと。建物自体もあそこを利用したいという人がどのぐらいいるかな。中途半端で。なので、早めに結論を出して、ほかの温泉に心血を注いだほうがいいかなというのが、私の個人的な意見です。今の点はオーケーです。

もう一つ伺います。町長が所信表明で、原田龍二さんが温泉大使になるという話を聞きました。当然、島外へのアピールをしていくことだと思います。八丈の皆さん、もともとは島民の福祉健康のために温泉をやっていたわけですがけれども、島外の人にも喜んで楽しみにしています。

その中で、温泉によるんですけれども、鍵の故障が非常に多い。担当者に聞くと、「年1回これ直すと、すごいお金かかっちゃうんですよ」と伺っています。予算がない中、大変だなと思うんですけれども、計画的に鍵の補修。鍵みんな持っていっちゃうんですよ、なぜか。だから、どういうふうにしたらいいか分からないですけれども、今の状態がいいのか、別な鍵がいいのか。よくロッカーみたいに、番号を合わせる。そんなことしたら皆忘れちゃって、服着ないで大変なことになるかもしれないですけれども、島の人には籠で、ぱっと脱いでぱっとできる。島外の人には安心なほうがいいですから、鍵を使う人も多いと思います。今、それぞれの温泉で故障している鍵とかどのぐらいあるのか。私も、たまに行く温泉ではチェックしているんですけれども、男湯には行くわけにはいきませんので、どんな状況かということと、今後これに対してどう対応するかということをちょっと教えてください。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） すみません。まず、今9番議員おっしゃられたように、まずは温泉というところは、八丈町としては、まずは住民の健康増進という目的から町営の温泉を始めたという経緯がございます。そうした中で、やはりこの小っちゃな観光の島で、せつ

かく温泉があるのであれば、それを観光の面でも使っていこうというところで、そういったその温泉大使をお願いしたり、そういった動きもしております。

今、ご質問のあった、まず温泉の鍵の現状でございますが、こちら、すみません、正確な数字等はつかんでございません。ただ、傾向的な話をすると、末吉のみはらしの湯、こちらは、島民の方ももちろんご利用ありますが、島外観光客の方がかなりご利用いただいております。逆に、檜立のふれあいの湯、こちらのほうは、島民の方のほうの利用が多い、というところで、私どものほうで把握ができていっているのは、鍵が持っていかれてしまうというのは、実は、ふれあいの湯のほうはかなり多くなっている。すごく不思議に感じるんですが、例えば都内のげた箱とかでも、鍵が差してあると、扉は開いている状況。扉を閉めて初めて鍵が抜けるんですね。ですので、また、温泉に入られて帰るときには開けて着替えて、そしたら、扉が開いていれば、本来その鍵が抜けるとは思えないんですが、なぜかその鍵が抜かれて持っていかれるというところで、私どものほうもかなり悩んでおりまして、考えているのが、例えば都内で、鉄製になってしまうんですが、一度コイン、100円とかを入れて、鍵を戻して開けると、またそのお金が戻ってくるというようなロッカーもございますので、そういった方向にしようかなというのも考えたんですが、鉄製ですと、さびですかね、温泉の泉質にもよると思うんですが、さびの心配等もございまして、果たしてそれが何年もつのかとか、そういったところもございまして、今からまた各温泉を回りながら、どういった現状かというところ、また、こういった温泉にはこういったものがないんじゃないかというところを調査して、対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○副議長（浅沼憲春君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 中には、3番の鍵なんだけれども、10番のロッカーがこれで開くのよねという話もあります。なので、どういうふうにしたらいいかというのは、ぜひ観光のほうとも協議していただいて、いい方向にしていってほしいと思います。鉄製は冷たい感じがするかもしれない。冷えて、なのでいいアイデアを出してください。なるべく早く。よろしくお願ひいたします。要望です。

○副議長（浅沼憲春君） 10番。

○10番（金川孝幸君） 関連なんですけれども、末吉のみはらしの湯、大変評判いいんですね。あそこの右側の島の形をした露天風呂、すごくいいんですけれども、できた当初は、海と一体になるようなすごい景観があったんですが、あふれるお湯で擁壁が崩れる。それを防止するために盛っちゃったんですね。見晴らしを悪くしている部分があるんですね。こ

れ、せっかくのいい景観を壊しちゃっているんで、もうちょっと工夫して、元の景観に戻していただくと、そこは例えば温泉100選とか、露天風呂の人気ランキングで相当いいところまでいくと思うんですが、あれを盛って景観を悪くしているために、マイナスの評価を受けているんじゃないかと思うんですが、その辺、改善する考えはないでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今の10番議員のお話ですと、多分、温泉の縁、そんなに山とか、傾斜になっていますよね、あちらのほうがないので、そののところ、補強ですか。

○10番（金川孝幸君） 見晴らしをもっとよくできないかという、今より。

○福祉健康課長（奥山 勉君） すみません。そうですね、補強というよりは、見晴らしをよくするために、今のところ、私のほうで考えているのは、逆にのり面のところ、いかに崩れないようにとか、もしつまずいて、そこに転んでしまったときに、入浴される方がどうするかという安全面のところで、逆に私は今、すみません、補強しようというふうに考えていました。ですので、今10番議員がおっしゃったようなその見晴らしの、要は温泉につかったままで海との一体化というところですよ。そうしたところは、ちょっと検討させてください。何かしらの方法があるかと思うので、ただ全てが全て、平らにできるとかいうところでもございませんで、まずは安全面を私は考えていきたいと思っておりますので、またちょっと検討させてください。よろしくお願いします。

○副議長（浅沼憲春君） 4番。

○4番（山本忠志君） ページ、59ページ、真ん中辺りに扶助費として、介護用品支給費、112万円余りですけれども、介護用品であれば、介護保険特別会計、何のためにあるのかなと思うんです。単純な質問ですけれども。ちょっと教えてください。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） こちら、介護用品の支給費112万5,000円ですね。こちらは、4番議員がおっしゃったように、従来は、今までは介護保険の特別会計、こちらのほうで支給しておりました。これは、例えばおむつとか、そういった介護用品の支給なんですけど、国のほうが、そういった支給、今までは国からも補助があったんですが、そういったものをもうやめる、縮小していくというふうな方向にいつていまして、私ども、町として、実際介護でおむつ代を使われている方、金額的に100万ちょいですね。そういったいろいろ支給品をご利用されている方がいらっしゃるというところで、介護の運営協議会のほうにもこの件は諮りまして、一応、運協のほうの回答としては、それをなくすというのは、今現在ご利用さ

れている方からしてどうなのか、いかがなものかという話もあり、そういった部分は続けて
いただきたいという答申もいただいております。そうしたところ、一応町長のほうにもご相
談しまして、町として一般会計、令和4年度からは一般会計で、住民の方への支給を行って
いこうということで、今回このように組ませていただきました。

○副議長（浅沼憲春君） 4番。

○4番（山本忠志君） 分かりました。国の法律改正であれば仕方ないと思うんですけども、
やっぱり会計の元というのは、目的があって一般会計であり、特別会計であり、支出って決
まっていると思うので、これがなし崩しに相互に出元が分からなくなってしまうと、今後の
ことが心配で、ちょっと質問をあえてさせていただいたので、ぜひこの会計の元、支出元に
ついては、しっかりと協議をして、今後も進めていただきたいと思うんですけども、そう
いう形でいっているわけなんではなかね。そういう協議を進めて支出する。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） この件につきましては、一応うちの企画財政課のほうとも相
談をしております。そうした中で、やはり介護のほうで、そういった介護保険のほうでのそ
ういった方向であるのであれば、八丈町、町単独事業として、この老人福祉費の中で扶助を
していったいいのではないかとこのところ今回、令和4年度からこのように組ませていた
できました。

○副議長（浅沼憲春君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 会計の関係でございますが、介護保険のほうで財源の確保が
できないということで、一般会計で組んだということでございますので、よろしくお願いま
す。

○副議長（浅沼憲春君） よろしいですか。

では、労働費までの質疑を終結いたします。

ここで休憩に入ります。30分まで休憩いたします。

(午前10時16分)

○副議長（浅沼憲春君） 再開いたします。

(午前10時30分)

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、77ページ、農林水産業費から93ページ、商工費までの質疑

をお受けいたします。

1 番。

- 1 番（宮崎陽子君） 77ページです。農業委員会費の中の農地利用最適化推進委員について質問させていただきます。

現在はホームページ、町のホームページにて2度目の募集ということで、4月からの委員の掲載などもございましたけれども、実はこの件につきまして、住民の方から、私、相談を受けました。この再募集の前の初めの募集のときだったと思うんですけども、農業委員のほうをやりたいということで、そういう提出書類なども出されたらしいんですが、年齢的に高齢だということで辞退していただきたいというふうなことで、その方が大変ショックを受けていらっしゃるしまして、どうしたものかという、そういうご相談を私のほうにあったんですけども、このことにつきまして、実際、年齢制限とかそういったものがあつたのでしょうか、教えてください。

- 副議長（浅沼憲春君） 産業観光課長。

- 産業観光課長（高野秀男君） 年齢に関しましては、二十歳以上の方が応募できるということで、何歳までというふうな規定はございません。

- 副議長（浅沼憲春君） 1 番。

- 1 番（宮崎陽子君） ありがとうございます。

それでしたら、例えばこの募集要項のところに、年齢のことでそういう制限がないというようなことも、いろいろご配慮をいただきながら、実際に高齢だから駄目ですみたいな、そういう話があつたということだったんですけども、それは事実なんでしょうか。

- 副議長（浅沼憲春君） 産業観光課長。

- 産業観光課長（高野秀男君） 私のほうでは、推進委員の方で応募された際に、町のほうで、年齢を事由にできませんというふうな話があつたというのは、報告は受けておりません。

- 副議長（浅沼憲春君） よろしいですか。

1 番。

- 1 番（宮崎陽子君） 多分その方が何かちょっと認識違いされているのか、その辺の事情は分かりませんが、とにかくこの方がショックを受けているというのは事実でございますので、そのあたり、今後ぜひご配慮いただきたいというふうに思います。要望です。

- 副議長（浅沼憲春君） ほかにございますか。93ページ、商工費まで。

9 番。

○9番（岩崎由美君） 92ページのハイキングコース、看板のここに当たるのかなと思います。

最近、八丈、国立公園などで、自然の保護と活用について、環境省や東京都と協議を進めています。その中、いろんな、八丈島のハイキングコースなどの話題が出るんですけども、八丈富士の中央火口丘、この議会の議場にいる中で、皆さんの中で行ったことのある方はそうはいないかもしれないですけども、中央火口丘というところがあります。ここが自然度が高い、非常に危ないという環境です。それで、八丈のガイドの中には、ここはできれば通行止め、立入禁止にしてほしいという意見が出ました。実際にそういった公というか、普通の場所を規制するのってできるのかなって、今までできると思っていなかったんですけども、環境省のほうは、例えば、町長名とか町のトップの名前であれば、そういうことが可能だよというお話を環境省の方がされていました。

この場所だけではなく、八丈島内のハイキングコースの中では分かりにくいとか、看板もそうですけども、看板があって逆にいけないようなところ、昔はそこ、結構整理したり人が歩いていただけでも、行かなくなって看板はあるのに、行ったら迷ってしまうところというところがあります。そのために、唐滝だとか八丈富士の山頂辺りまでだったら大体みんな状況は分かっていると思うんですけども、ぜひ今の現状の問題を捉えて、ハイキングとか、そういうことも島の観光の大きな一つのアイテムですので、安全面とか自然保護という面で場所を規制するだとか、分かりやすく情報を流すとか、その辺のことを取り組んでいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） ハイキングコースに関しましては、我々も整備のほうは毎年実施しているところではあるんですけども、以前、普通に、例えば例に取りますと、三原林道から唐滝に行くコースだったりとか、以前使われたコースがだんだんと使われなくなって、人が行くには、かなり危険な状況になっているというところも確かに散見されます。

そういったことで、我々もパンフレットなんかでは、今ここはちょっと危険ですので、こちらからのツールはおやめくださいみたいな、そういったご案内も併せてしているところなんですけども、そういった総体的に危険を回避するという部分で、先ほど例で富士山の中央火口丘のお話がありました。そういったところは、今議員がおっしゃいましたけれども、環境省、国のほうにもこういった事故が多発しているような場所の規制に関して、こういった形であれば、町として動けるのかというところは、ご相談をしているところでございます。

そこはまたいろいろと、実際に関わっていらっしゃいます、詳しいガイドさんとか、そう

いった方とかの意見も聞きながら、規制に関しては検討していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○副議長（浅沼憲春君） 9番。

○9番（岩崎由美君） そうですね。なるべく早く取り組んでいただきたい。産業課の皆さん、非常にお忙しいのは分かります。ですけれども、人の命がかかっている、あるいは観光の満足度が下がってしまう。そういうことも考えられますので、少しずつ始めていただきたいと思っております。ここ当初予算には入っていないかと、当初の計画には入っていないかと思うんですが、唐滝とか八丈富士は、皆さんがよく見て回っているのは私も知っています。そういうところをちょっとリサーチして、ガイドの話を聞いて、今年から取り組んでいただけたらと思うんですが、いかがでしょう。

○副議長（浅沼憲春君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 富士山のことをまずは一番私どものほうでも、実際に事故が起きている場所ではございますので、そこは、国のほうともいろいろ相談したり、また、今いろいろと、他の自治体の事例なんかも、今環境省さんのほうからも、いろいろと情報を提示していただいておりますので、そういった部分を見ながらできる部分、なるべく早く進められるようにしていきたいなと思っております。

○副議長（浅沼憲春君） 10番。

○10番（金川孝幸君） 今のにも若干、関連するんですけれども、登山道なんですけど、八丈富士の。結構土砂崩れで崩れて使えなくなるようなことが年、数回起きているようなんですが、自然公園法とか、あと牧場もある関係で難しいとは思いますが、もう一本逆の方向から登山道を新設するようなことは可能なかどうか、教えていただけませんか。

○副議長（浅沼憲春君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） そういった、今の整備された道以外の方向からも行けないかという、そういった話も、いろいろガイドの方だったりとか、そういった意見もいただいておりますけれども、まずは、根本的に道を変えたとしても、スコリアの流出というのが止まらなければ、あまり意味がないというところもありますので、今、私たちのほうでは、まずはあの周辺の部分を牧場として管理している部分ありますので、そういったところを東京都さんのほうにももう既に相談をしておりますけれども、除外していく。牧場として使えないようなところは除外し、そういったところを流出ができないような形での整備というのを、まずは一に考えていきたいと思っております。その中で、道路に関しても、再度、その部

分も含めて、検討はできるかなというふうに思います。

○副議長（浅沼憲春君） 11番。

○11番（廣江 才君） 80ページ、真ん中辺りになるんですけども、小規模土地改良工事費として8,000万出ているんですけども、これは道路か何か造るわけですか。ちょっとお尋ねします。

○副議長（浅沼憲春君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） こちらは、また引き続きの事業にはなるんですけども、安川農道、登立農道、登立水路の工事費になります。

○副議長（浅沼憲春君） 11番。

○11番（廣江 才君） 要するに工事費名を、改良工事というのは、道路工事と考えていいわけですか。道路というか、これ、あれか、水路か。その辺具体的なところを教えてください。お願いします。

○副議長（浅沼憲春君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 産業観光課の資料の6-7ページのほうにも記載させていただいておりますけれども、土地改良事業という中で、公共土地改良事業、また、土地改良事業で小規模土地改良事業というふうに、ちょっと分かりづらくて申し訳ないですけども、分けておまして、その中で、小規模土地改良事業というのが中之郷の安川農道、檜立の登立農道、檜立の登立水路改修工事というふうな形でちょっと分けさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（浅沼憲春君） よろしいですか。

ほかにございますか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 81ページ、牧野管理費なんですけれども、の委託料、ふれあい牧場休憩舎管理委託料ということで、こちらのふれあい牧場のこれをまずお伺いしたいんですけども、こちら、水が、水道のほうがいっていないと思うんですけども、トイレ等の水が今どういう形で確保されているのか教えてください。

○副議長（浅沼憲春君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） こちらは休憩舎のほうから、雨が降った際に流れている水をタンクのほうに入れるような形で、雨水を確保しているような形です。昨年に関しましては雨も多かったというのもあって、また、ちょっと壊れた部分も改修したというところもあっ

て、十分、雨水にはなるんですけれども、水のほうは確保できているというふうな状況です。
水に関しましてはトイレなどで使用している状況です。

○副議長（浅沼憲春君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） 一応ここは観光地として、観光客も行くところで、トイレの手洗いのお水ということであっても、ちょっと不衛生じゃないかなと。またこういうコロナとかもあって、いろいろ手洗いをしないといけないというときに、少し不衛生な気がするんですけれども、今後そこを浄化して、ちゃんとしたきれいな飲み水として使えるようなレベルの水を確保して、手洗い等に使うという考えがあるかお願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） 今回の予算等では、そういった浄化の部分ということに関してのあれはないんですけれども、そこは検討していきたいと思います。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにないですか。

4番。

○4番（山本忠志君） すみません。ページ数で言いますと、91ページに当たるかと思うんですが、先日、山下町長の施政方針の中に、トレッキングコースなど観光客の受入れ環境の整備を進めるというふうな方針が出されたわけなんですけれども、委託料とか補助金とか見ても、さっぱりそれに該当するのが認められなくて、ひょっとしてこれは、トレッキングコースというのは、ポットホルの散策路のことを指しているのかなと思って、ちょっと確認したくて、質問をさせていただきました。

○副議長（浅沼憲春君） 産業観光課長。

○産業観光課長（高野秀男君） トレッキングの散策路というところで、そういったところは、我々も観光客の方が来られるシーズン前とかというところ、場所を見て、全てが全てできるわけではないんですけれども、伐採整理はしてございます。予算書で言えば、観光費の委託料の中の92ページになりますが、散策路等伐採委託料というところで、その予算の中で整備をしております。

○副議長（浅沼憲春君） いいですか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） ないようですので、商工費までの質疑を終結いたします。

続いて、93ページ、土木費から104ページ、消防費までの質疑を受けいたします。

3番。

○3番（山下則子君） 98ページの公園費だと思うんですけども、プラザ公園のヤシ類移植委託料というところがあるんですが、先月、プラザ公園の桜がきれいだと聞いて見に行っただけです。車を置いてすぐのところの遊歩道で、左側に桜があったんですけども、その前にヤシ類がわさわさあって、桜が上のほうしか見えなかったんですけども、そういったヤシの移植のことなんでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 実はプラザ公園のほうは、開発許可を得る段階で、説明がちょっと難しいんですけども、倉庫に向かって右奥のところに、予備として緑化をしている部分があります。その中に、ケンチャヤシですとか、桜ですとか、モチノキですとか、そういったものを今、もともと植えて緑化を図ったという部分がありまして、その樹木が大分成長してきたので、それを幾つか公園の中に移植をしたいという予算です。その中に桜も当然含まれております。

○副議長（浅沼憲春君） よろしいですか、3番。

ほかに。

5番。

○5番（沖山恵子君） 95ページの委託料のことについてお伺いいたします。

昨日、道路の草刈りのことで一般質問させていただいたんですけども、今、いろいろ機械を使うのには、免許、免許ってうるさいかと思うんですけども、昨年ですか、旧末吉小学校の草刈りを地域おこし協力隊の方にしてもらったらどうかと言ったら、免許がないから駄目ですと言われたんですけども、やはりたくさんの方が免許を取って、ちゃんといろんなお仕事ができるように、町のほうでいろんな免許の講習会のようなことを企画していただけると、大変ありがたいんですけども、私も農道とか草刈りしますんですけども、免許は持っていないんですけども、そういうところの町のほう、委託料をお支払いして免許を持っている人がちゃんと刈っているのかなとか、その辺の管理とか問題ないのかなと、ちょっと心配になったんですけども、講習会やっていた方がいいのかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） まず、免許の話ですけども、草刈り機とかチェーンソーについては、労働安全衛生法上で、特別教育というのを受けることになります。ただ、この特別教育を受けさせる義務は誰にあるかというのと、それは事業者ということになります。ですので、

町が特別教育を受けさせる義務を負っているのは職員です。町の機材を使って、職員に草刈り機を使わせる場合には、町がその職員に特別教育を受けさせなければいけない、という義務を負います。

要するに、建設業者でも同じことが言えまして、建設業者が自分の社員を使って、自分のところの機械を使わせて、チェーンソー、草刈り機による作業をさせる場合には、その社員に安全衛生法上の特別教育を受けさせる義務があるということになっております。

町としては、平成31年度に職員に衛生教育を受けさせた上で、今、作業する者については、特別教育受講者に限って作業をさせております。町が委託する、または工事を請け負わせるという契約を結んだ場合には、それを請け負った方、受注者の責任において、教育を受けさせる義務が生じているということです。

この件については、いろんな、いろんなというか、建設業協会の方とも相談をしながら、ある会社が主催してやるところに同席させていただくとか、一度町でチェーンソーの再講習のときには、建設業協会の方々にもお声をかけさせていただきました。

今後ともそういった方がどんどん必要になってくる、または高齢化で作業ができなくなってきて、どうしてもまた新たな方が必要になってくるということも十分考えられますので、この講習会については、町が主催するというのはなかなか難しいんですが、建設業協会さんとか、いろんな事業者さんと相談しながら、協力できるところは協力していきたいというふうに考えております。

○副議長（浅沼憲春君） 5番。

○5番（沖山恵子君） そういう情報をぜひ広く周知していただいて、清く正しく美しくじゃないですけども、ちゃんとしたほうが後々問題はないと思うんですね。町が主催して町が全部お金を払えとは言いませんので、受講する場を提供してほしい。東京までわざわざ取りに行くというのはなかなか難しいですから、町が建設業界に補助金出しますから、建設業界で主催してくださいよ、そこに皆さんお金を払って、行って受けてくださいとか、そのような形でぜひ実行していただきたいので、よろしく願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 回答を求めますか。

○5番（沖山恵子君） 求めます。

○副議長（浅沼憲春君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） そうですね。なかなか講習を開く側の方のご意見としては、これは全員に聞いたわけじゃないんですけども、町で主催する際も、何人以上とか、1人、2

人ではいけませんとか、そういったある程度の人数が集まらないと、なかなか講師の方も来てくださらないということもあるので、それで、建設業協会さんともいろいろ相談した経緯がございます。補助金という話は、制度を設けないと、なかなかすぐできませんけれども、広くそういう広報するとか、そもそもこの制度がどういうものなのかとか、そういったことは案内できるかなど。例えば自分の所持している草刈り機で自分の畑の草を刈る、こういう作業をするときには特に教育は必要ないとか、そういったことも含めて、協会さんのほうといろいろご相談をしていきたいというふうに思います。

○副議長（浅沼憲春君） 5番。

○5番（沖山恵子君） シルバー人材センターで働いている方でも、資格を持っている方と持っていない方がいらして、持っていない方は仕事が結局できないのでお金にならない。もうご高齢で東京にも取りに行けない。シルバー人材センターって失業対策的なところもあると思うんですね。だから、いろんな人が少しずつ仕事ができたほうがいいと思いますし、ぜひ安全管理の意味でもいろいろな工夫をしていただきたいと思います。

招致すれば、今の世の中、ある程度は集まると思うんですね。1人、2人ということはないと思うんです。各自治体さん、坂上の自治会さんにもぜひ受けるようにご指導くださいとか、自治会のほうでお金を出して受けさせるということも可能でしょうし、町から、昨日の話ですと、委託契約を受けていて、自治会は、それを管理する責務があるわけですから、そういう人がいないということはないと思うので、ぜひぜひよろしくお願ひします。答えは求めません。

○副議長（浅沼憲春君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） 同じ95ページの備品購入費、伐採木再利用備品購入というところなんですけれども、こちら、74ページにあった八形山のウッドチップの件とは別のものということでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 実はこの後、条例の策定についての議案がありますけれども、今、試行的にやっている三根の伐採木置場、あそこの利用状況が非常に順調に利用できているということもありまして、本格的に伐採木置場の再利用の推進をしていきたいということで、あそこの三根の伐採木置場の伐採木に対するご意見として、大き過ぎるというご意見がたくさんあります。そこで来年度からは、あそこに置いてある伐採木を割って、まきに使える大きさにしてご利用していただきたいということで、まき割り機を4年度に購入するための予

算でございます。

(「八形山とは違う」の声あり)

○建設課長(瀬筒国治君) これは八形山のほうとはちょっと扱いが違いまして、このまき割り機はあくまでも三根の伐採木置場用の備品ということでご理解いただきたいと思います。

○副議長(浅沼憲春君) 2番。

○2番(浅沼隆章君) 分かりました。

そのまき割り機は、個人というか取りに行く人が使っていいものなのか。それとも、その管理する人がいらっしやって、そのサイズに割ってもらったものを持っていくような形になるのか、お願いします。

○副議長(浅沼憲春君) 建設課長。

○建設課長(瀬筒国治君) 住民の方に使っていただくことはありません。あくまでも建設課の職員が、まきのたまっている状態を見て、必要に応じて割って、持ち運びしやすいような状態にした上でまき割り機はきちんと持ち帰って、町のほうで管理したいと思っています。

○副議長(浅沼憲春君) 11番。

○11番(廣江才君) 96ページ、藍ヶ江線の件なんですけれども、今、これ、1,100万だから、今度大した工事はやらないと思うんですけれども、今さっきのザ・BOONの件もありますけれども、あそこが先行ったところで、すぐ鋭角になっちゃうんですよ、曲がり角。あれをちょっとザ・BOONのところ、決定しなきゃまずいですけれども、まだ先の話、先というか次ぐらいの話だと思うので、あれをちょっと削って、道路をやって、鋭角を少し緩めるということはできないですか。これちょっと検討していただきたいんですけど。

○副議長(浅沼憲春君) 建設課長。

○建設課長(瀬筒国治君) 来年度の藍ヶ江線の工事につきましては、ザ・BOONの前の排水路が一部、施工するというところと、また今後通行止めになる工事を実施することになるので、来年度は迂回路の待避所を1か所設置する。また、5年度以降の構造物に関する調査等の委託費という中身になっていますが、今、11番議員がおっしゃられたヘアピンカーブのところは、設計上は内側と外側両方に拡幅をして、十分な安全な曲線を設置するような設計になっております。

○副議長(浅沼憲春君) 11番。

○11番(廣江才君) 今、問題はその先もあるわけですよ。拡幅と言ったんですけれども、半分崩れているというか、30センチぐらい地盤沈下しているところがあるんですけれども、

あそこは今回もあその上に道路がつくような感じで、図面を見たんですけれども、あれもまたそのままの形でやるという考えですか。

○副議長（浅沼憲春君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 拡幅するのは曲線の部分だけです。曲線が終わったら、ほぼ元の線形に戻ります。ただ拡幅することによって、今、先ほど11番議員がおっしゃられた、内側の畑から山にかけて、大分削るような設計になっています。崖側のほうに拡幅することはできませんので、そこは現状の線形のまま持っていきたいなという内容になっております、今の設計は。

○副議長（浅沼憲春君） 11番。

○11番（廣江 才君） あれ、でも大丈夫なんですか。確認は取っているんですか。崩れじゃないですか。地盤が下がっているというのは。前から何度やっても下がるでしょ、あれ。一段下がっているやつ。あれの補強はきちっと取れているのかどうか。その調査状況というか。

○副議長（浅沼憲春君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 支持力の調査等も、今後やりながら、そういう意味では来年度の委託についても、構造物の支持力等を再度確認した上で慎重に進めていますので、その辺も慎重に工事を進めてまいりたいと思います。

○副議長（浅沼憲春君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 104ページです。教育委員会費なんですけれども、さっき保育園の保育士さんの話もしましたが、教員の獲得。

○副議長（浅沼憲春君） すみません、教育。

○9番（岩崎由美君） ごめんなさい、失礼しました。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 消防費までの質疑を終結いたします。

続いて、104ページ、教育費から123ページ、予備費までの質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（岩崎由美君） すみません。お恥ずかしいところ。

教員の獲得、小・中学校の状況というのはどうだったでしょうか。もちろん新しい新年度で問題なく始まるということだと思うんですが八丈町の小・中学校の状況を教えてください。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 八丈町の小・中学校の教員の人事につきましては、東京都の教育委員会の人事の下に配置されるというところがございますけれども、まず、次年度の教員の必要数を予測しまして、夏頃に島嶼公募といいまして、八丈島に、八丈島というか離島に、伊豆諸島に行きたい教師の方をお呼びしまして説明します。11月頃、さらにそのうち八丈島に勤務を希望される方にじかに、東京都の人事ではありますけれども、私どもの教育長、私が行きまして面接をいたします。それで、採用の判定を東京都さんにお伝えするんですけれども、それが一つと、それから、全てはそれで配置できませんので、東京都の教育委員会さんがいろいろ、都の全ての学校の人事の中で配置します。という状況でございます、4年度でございますけれども、今のところは全て配置予定でございます。

○副議長（浅沼憲春君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 今すごく教員の成り手が減ってきたというお話を伺いました。八高さんも、非常に教員の獲得のほうを苦慮されていて、教員には、正職員というか正教員みたいな形と時間講師という形があると思うんですけれども、この時間講師に頼るところもあると思うんですね。そういう先生は小・中学校に何人ぐらいいらっしゃいますか。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 少々お待ちください。小・中学校に4人。

○9番（岩崎由美君） その先生方が新人の教員とか、あと、例えば時給が1,880円くらいで1週間に20時間ぐらい働いて、1か月計算すると15万幾ら、16万とかなりますよね。その先生たちがそうやって八丈とかほかの島に来たとき、引っ越し費用とかはどうなりますか。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 先日そういうお話が議員さんから出まして、9番議員さんから出まして、これやはり教員の給与等の関係、やはり東京都の規定によって支給されておりますので、確認しましたけれども、来るときの旅費と帰るときの旅費は支給される。引っ越しに係る費用は支給していないという。旅費だけ支給される。

○副議長（浅沼憲春君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 旅費だけなんですね。島嶼への引っ越し費用って相当かかるといいます。1年間の時給で計算すると、多大な引っ越し費用をかけてまで島に来ようかなという人って、その4人の先生、本当感謝しなきゃいけないと思いますけれども、大変なことだと思うんですね。なかなか今後、そういった教員の確保の上で、離島への赴任、そのあたりの予算が、教育委員会のことはちょっとアンタッチャブルの部分もあるんですけれども、ぜひそ

の時間講師の方々の引っ越しの代金を都のほうで補助していただけるような要望を出していただけないかなと考えます。

それで、もう一つは、リモートでできるような授業も多分あると思うんですね。理科の実験はさすがにまずいと思うんですね。ただ、北海道なんかはリモート授業をやっていますけれども、都内、東京都はそれがやはりできないということのようです。できれば島嶼という、これからICTとか、そういったことを活用する上でも、リモートの教育を推進してほしいのと、それからさっきの引っ越し費用について、町あるいは島嶼から強く要望していただけたらと思うんですが、いかがでしょう。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） その要望に関しましては、同じ教育部門の教育委員会とはいえ、どういうふうな要望ができるかというのは、慎重に検討しなければならないんですけども、今この議会でそのような議員さんがおっしゃる意見が出たというのは、教育庁八丈出張所のほうには伝えられる。どのように要望できるかというのはちょっと考えさせていただければと思います。

○副議長（浅沼憲春君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 教育課の資料のほうに、歴史民俗資料館の一応概要というか、図がついていました。今までとは大分違うようなところ、例えばトイレの位置だとか、玄関の位置だとか変わっていると思います。そのあたり一応概要の説明と、歴史民俗資料館の今後の予定、来年度は改修工事、結構お金かかって改修工事をしていくと思うんです。その予定を教えてください。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 資料9、お持ちでしょうか。資料9の図面がついているんですけども、これを見ていただくと。このA3の横に開かれると思うんですが、左側が今の民俗資料館に上がっていく道になっておりますで、下が都道、信号に抜ける都道ですね。右側が大里の馬路に抜けるちょっと細い道路になっているという位置関係で、オレンジと赤の部分は、これが文化財に指定された旧八丈支庁庁舎になりまして、ここは現状維持、文化財ですので現状維持しか、変えることはできませんので、そのまま修理、それから耐震補強等を行います。玄関の位置、入り口でございますけれども、以前は左側の狭いところを使っていたんですけども、本来の出入口は中庭に面したところがございますで、そこが立派であると。なぜここを使わないんですかというような意見もあります。もともと使う予定であったんで

すけれども、これはこちらを出入口にするというのは一致しまして、本来の出入口を出入口とさせていただきます。

トイレにつきましては、合併浄化槽等の関係もありまして、現在の裏側についているトイレ等を壊して、バスが着いてきたときに外からでも入るように、一番入り口に、駐車場に近い位置に造ります。現在の倉庫を取り壊しまして、そこにまた温度調整のできる収蔵庫を造るといところでございます。

あと何でしたっけ。

(岩崎議員「今後の予定」の声あり)

○教育課長(菊池 良君) 今後の予定ですけれども、4年、5年、6年で、この改修工事1年行うんですけれども、それと並行しまして、4年度は、中の展示設計の基本設計を行いましてそれも固まりましたら、議会の皆様にもお知らせしなければならないと考えております。

4年、5年がこの建物に係る部分で、6年度は外構、この中にある部分ですね。そこがメインになるかと考えております。

○副議長(浅沼憲春君) 5番。

○5番(沖山恵子君) 119ページの文化財保護費の方言大会DVD作成委託料のことについてお伺いします。八丈方言、非常に珍しいというか、日本何大方言のうちの一つだと言われているそうなんです、方言大会、2年続けてコロナで中止になりました。この多分DVD作成料を来年何かやって作るのかなと思うんですけれども、過去には、金田先生という方をお呼びして、何か講習会をやったりとか、いろんなことを方言に関してやっていたかと思うんですが、このところ、やっぱりコロナで方言大会が中止になると、あまり活動がないのかなと思うんですけれども、教育課として、この八丈方言を残すために何かほかに施策があるのか。今後の計画とか、だんだん高齢者が亡くなっていくと、話せる人も少なくなってくると思うんですね。コロナの収束を待っていたらいつになっちゃうのか分からないんですけれども、もうちょっと何かやってほしいなと思うんですが、何かありましたら教えてください。

○副議長(浅沼憲春君) 教育課長。

○教育課長(菊池 良君) 方言大会に関しましては、4年度に何をやるかというのはこれから詰めていくんですけれども、現状を維持する、今のところ現状を維持する、元に戻すというようところで考えております。

○副議長(浅沼憲春君) 5番。

○5番(沖山恵子君) すみません。現状を維持するって、ちょっと意味が分からないんです

が、どういうことでしょうか。みんなが方言しゃべれるようにするというには、それなりに何かやらなきゃかなと思うんですが、大会1回こっきりじゃ難しいかなと思うんですけど。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 今年、1月に三原小学校の体育館で、方言かるたですか、島言葉のかるたで、小規模ではありますけれども、行いました。4年度に関しましても、そのような島言葉を使った方言大会といますか、そういうのはやる予定なんですけれども、今のところは、まだはっきりと何をやるかというところまでは回答できない状況でございまして、今までやってきたようなことプラス何かできるかというところで考えていきたいと思います。

○副議長（浅沼憲春君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 現状維持の意味が分かりました。かるたはすごくいいなと思うんですけども、あれだけに頼らないで、かるたって、絵と文字なんですよね。方言ってイントネーションも大事だと思うので、このDVDとかは、目で見て、耳で聞いてすごくいいと思うんですけども、もっとそういうような映像的なものですか、音も聞けるようなものをぜひ考えていただきたいと思いますので、要望ですけれども、よろしくお願いします。

○副議長（浅沼憲春君） 4番。

○4番（山本忠志君） 資料、ページ数で言いますと、一番分かりやすいのは資料集の1-5ページに、一番下のところに教育費というところがあるんですけども、その中でいろんな大きな工事について網羅されているわけですが、私が伺いたいのは、三原小学校の整備、遊具設置とございますか、これ、どういうことを考えておられるのかお伺いします。

○教育課長（菊池 良君） 三原小学校は鉄棒と雲梯の設置を考えております。

○副議長（浅沼憲春君） 4番。

○4番（山本忠志君） 分かりました。三原小学校は中学校と併用ですから、そういうことでいいんじゃないかと思うんですけども、全島的に、小学校の遊具がちょっと寂しくなっているんじゃないかなという気がするんですよ。経年劣化で危険防止のために撤去しているという経緯もあるかもしれないですけども、今後の遊具設置計画について何か考えございますか。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 4番議員さんのおっしゃるとおり、やはり劣化がひどい部分がありまして、指摘されたところから、発見したところから撤去していきまして、今度設置する方針としましては、やはり学校のまず授業で用いるものから設置させていただいて、それを

3校ですか、3校ですとかけましたら、さらにどういうものを設置していけるかなというふうに考えていきたいと思えます。まずは、学校で必要とする遊具からの設置を考えております。

○副議長（浅沼憲春君） 4番。

○4番（山本忠志君） すみません。学校の遊具は、特に小学校の場合は必需品ですよね。教室の中だけの学習ももちろんそれも大事ですけども、教室からちょっと一步出て休み時間、特に小学校なんか中休み、長い時間取っていますからね。そういうときの気分転換といえますか、楽しみを分かち合える、教材ですから、あれも。しっかりしたものをつくっていただきたいなと思えます。

それからもう一つ、そのすぐ下に、三原小学校の特別教室空調設置工事とあるんですけども、小学校のエアコンは、今年度中に工事完了しているんじゃないかと思うんですけども、これ、意味が分からないのでお伺いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 9の1-5ページ。大変失礼しました。これ、訂正いたします。

三原中学校です。特別教室の。訂正をお願いします。おわびいたします。

○4番（山本忠志君） その下の下に、全中学校特別教室エアコン設置となっていますけれども、何で2つに分けて書くんですか。

○教育課長（菊池 良君） この三原小学校特別教室空調設置工事という文言が、去年、3年度のものでそのまま残っておりまして、大変失礼いたしました。これは削除をお願いいたします。申し訳ございません。

○副議長（浅沼憲春君） 3番。

○3番（山下則子君） 同じく資料の今のところなんですけれども、三原小学校の整備で遊具設置、トイレ洋式化、またその下のほうに三原中学校整備トイレ洋式化ってあるんですけども、学校のトイレの洋式化は、長寿命計画のときに行うと、2月に聞いたと思うんですけども、トイレの洋式化を徐々に始めるということになったのでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 長寿命化を基本にして考えていたんですけども、去年の12月の全協で説明させていただいたんですが、まず、長寿命化、富士中学校から始める計画だったんですけども、そこが今、長寿命化による改修ではなくて、建て替えも検討しなきゃいけないという状況になりまして、まず、富士中学校の洋式化等が怪しくなっているという

ところで、長寿命化、その次が三根小学校になっております。その次が大賀郷、最後に三原になっておりますので、新しい長寿命化が必要としないところから、長寿命化とは別に洋式化を図っていこうというふうに考えております。

○副議長（浅沼憲春君） よろしいですか。

11番。

○11番（廣江 才君） さっき沖山恵子議員が言った八丈方言の件で、私もつくづく、前に方言については疑問に思ったんですけれども、統計の出し方が違うとは思うんですけれども、四大方言、琉球方言、アイヌ方言、八丈方言、それから本土言葉、この4つになっているんですけれども、もう八丈で前から、前の校長も、三原の校長も言っていたんですけれども、非常に言語を子供たちに復活させるという、そういうことをやっているんだけれども、それどうなのかなという話があったわけですよ。現実には言う、私が言うのがこういうことがそれ難しいかもしれないんですけれども、方言についてはいろいろ変わっているんですよ。八丈の中でも、方言変わっていますけれども、3つか4つに分かれるかとは思いますが、時代とともに変わっていくんだよね。それを子供たちに、これが八丈方言だといって教えることよりも、実際に八丈方言がどういう形で生まれてきたのか。それから、難しい、年代にもよりますが、やっぱりアイヌ語、琉球語ですよ。それから本土、その関連性を勉強させたほうが、より子供たちに、八丈方言というものの自負をさせるという意味でいいんじゃないかと思うんですけれども、そういうことは考えていないでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 残す云々ということの前に、八丈の文化として大切な、まずそのところをやはり子供たちにも十分に分かってもらう。あとどうしても言語というのは時代とともになくなるものもあります。

教育委員会としては、八丈町の大切な文化として学習して、そここのところで、願わくは子供を通して話せない世代の保護者の方も挨拶程度は八丈方言で交わせるとか、できるだけ消滅なりを鈍化させていきたいという、そういう思いもございます。あと、いろんな学びについては、小学校1年生から中学3年までは、カリキュラムというのを作成しまして、その年齢に応じてどういうことを勉強していくかというのは、学校とも相談しながら、きちっと定めて取り組んでございます。

最近八丈高校もその流れの中で、6年プラス3年ということで、八丈の小・中・高までは何らかの形で方言に触れる。それで学年に応じてその文化的な経緯とかどういうふうに伝

わってきたとか、そういう学問も年齢とともに学べるように、一応しているということと、指導するのはやはり都内来る先生方ですので、そういう先生方もそれを学習しながら子供とともに八丈のこの文化を学習してもらおうという形で、先生方には、夏休みにも、そういう専門の金田先生とか、国研の木部先生とか、そういう専門的な講師もお招きして、先生方の研修も八丈方言ということで行っております。ですから、着々と丁寧に、生涯教育の分野、学校教育の分野、丁寧に取り組んでおります。

あと先ほど課長が八丈の方言大会という話、そのところはついでに付け足して説明しますが、八丈方言大会というのやはり小さい子から大人まで、八丈の方言を使っの言ってみれば弁論大会のような、そういうことをホールで行って、それをまた審査して、そういう形で盛り上げていきたいなという、そういう目標もございます。一応そういうことで着々と丁寧に取り組んでございますので、よろしく願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 11番。

○11番（廣江 才君） それは分かるんですけども、非常にご苦労されていることは分かるんですけども、やっぱり言語というのは、比較をさせることによって、他の方言と、それで初めて八丈方言というものがどういうものか、何が大切で何がどういう、なぜ八丈方言なのかというのが分かると思うんです。その辺も一つその中に入れていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 今の意見も参考にさせていただきながら、また言語学の方言研究されている、そういう研究者の意向も受けながら、よりいい方向に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 3番。

○3番（山下則子君） 118ページの放課後子ども教室運営費で、指導員報酬ってあるんですけども、放課後子ども教室運営費というか、三根小学校の放課後子ども教室を見学させていただいたんですけども、児童数に対して、指導員数というか、もう本当にいっぱいいっぱいというか、もう足りないんじゃないかと感じたんですが、子供たち何人に対して指導員が何人必要だとかという決まりがあるんでしょうか。それで、子供たちに対して、もうちょっと指導員が大勢いたほうがいいのではないかと感じたんですけど、その辺はどうでしょう。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 指導員の法的に何人必要かというのは、調べさせていただいて、後ほど回答させていただきたいと思うんですけども、現状としまして、指導員の数がぎりぎりなところでございまして、勤務時間帯が変則的な勤務になりますので、なかなか長くお勤めいただける指導員の方を確保するのに苦慮している状況でございます。足りないところは、うちの職員が応援に行っている状況でございますので、非常に厳しい、ぎりぎりのところで指導員を確保している状況でございます。

○副議長（浅沼憲春君） 3番。

○3番（山下則子君） やはり広く、広報等に募集というのは出ていると思うんですけども、もっともっと、例えばスーパーのところに貼り紙をすとか、ちょっと足りないので応援してくださいみたいな、そういう周知の仕方というか、そういうところは考えていらっしゃいますか。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 各PTAさんを通して周知とか考えておりますので、もっと効率、効率といいますか、広く周知できる方法を考えていきたいと思っております。

○副議長（浅沼憲春君） よろしいですか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 108ページの一番上なんですけれども、スクールバス運行委託料というところで、今年度と来年度、利用人数と利用状況を教えてください。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） スクールバスは、末吉地区の地域の方の児童を送迎するというのが基本になっておりまして、それが3名というところでございます。

○副議長（浅沼憲春君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） 今年度と来年度も一応3名ということでご利用されているということですね。その金額が548万3,000円かかっているということがあったので、一応確認としてさせていただきます。

それで、その下のところで17節の備品購入費なんですけれども、特別支援教室用の巡回車両の購入173万2,000円。これ、どのように利用する予定なのか、よろしく申し上げます。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） これは特別支援員という方がいらっしゃいまして、各校を巡回して、その応援といいますか、指導といいますか、回っているんですよ。その方のための車

両ということになります。

○副議長（浅沼憲春君） 1 番。

○1 番（宮崎陽子君） 117ページの青少年対策についてですけれども、コロナ禍で書面での通知ということになっていることが多いんですが、以前、不登校の生徒さんがいらっしゃるというお話を伺ったこともございました。その後、解決の方向に導いてくださっているのでしょうか、現状を教えてください。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 各校に数名いらっしゃいます。その状況でございますけれども、2年度にタブレットを導入して、そのタブレットを通して、まずは学校と通信ができるようにしたいというところで、保護者の方のご理解を得られればお渡しして、それを使って、その学校とのつながりを、そこから登校しなくても、学習させていくという取組等を行っておりまして、そういう取組と、それから、各学校の先生等の家庭訪問ですとか、あと、スクールカウンセラーの親御さん、保護者の方との面談等で、かなり改善してきておりまして、数名、不登校だった子が、毎日とはいかないまでも、登校するようになっておりまして、もう少しタブレットを使っただけの登校指導、登校につなげられないのかなというふうなところで考えているところで、かなり不登校の子は減っている状況でございます。

○副議長（浅沼憲春君） 1 番。

○1 番（宮崎陽子君） ありがとうございます。

やはり今、デジタルネイティブ世代というふうにも言われておりまして、実社会とあとネット上の人格、2つあるというふうには、そういう子供たちの対応について、やはりそういったタブレットなどの利用で、こういった不登校などが解決できればすごくいいなというふうに思っておりますし、あと、今、ご家族の方、入っていただいてというようなお話だったかと思うんですけれども、できれば、ご本人対相談してくださる方、そこがもちろん個人情報など、配慮していただきながら、ご本人から本当に困っている気持ちというのは、家族にも言えなかったりすることも多かったりすると思いますので、そういったところを専門家の立場からのご指導というのは、ご本人に直接デジタルを通じて指導していただけるような方向性に導いていただけると、今までにない新たな側面も見られるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） スクールカウンセラーさんなんですけれども、保護者の方との面

接も行っているんですが、不登校の子との面接も行っておりまして、そういう悩み事とか、そういう人にはどうか、保護者の方にも言えないようなお話も聞く体制をつくっております。ただ、そこがすぐに登校につながるか、改善されるかというところ、なかなか簡単にいかない部分もありまして、やはり家族といいますか、保護者の方のご協力が一番必要。タブレットを使うにしても、保護者がそんなものは要らないというところもありますので、そういうところで苦慮しておりますけれども、スクールカウンセラーは、不登校の子にも個別に相談を行っております。

○副議長（浅沼憲春君） 3番。

○3番（山下則子君） 114ページの給食事業費のところなんです。3月11日は、3.11というのか、防災食メニューの給食が出ていました。時々、今日の給食何かなと思って、画像を見るんですけども、とてもおいしそうなお画像だったりとかするんですが、児童から聞くと、この頃何かお楽しみメニューというところに、そのメニューが、以前はお楽しみメニューと書いてあって、その日にならないと分からなかったのかな、という感じだったんですけども、この頃はお楽しみメニューと書いてあっても、メニューの内容が書かれていてちっともお楽しみじゃないという児童の意見がありました。

それで、思うんですけども、そういう子供たちの意見とかそういうのをアンケートとか取ったらいかがなものかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 給食に関しましては、定期的にアンケートは取っているんですけども、その中に生徒たちの声がそういうことまで載ってくるかというところ、なかなか回収状況が難しいところもあります。そういうことを言うていただければ、すぐに担当のほうに話しまして、前と違うんじゃないのというところで改善していけると思います。

○副議長（浅沼憲春君） 3番。

○3番（山下則子君） 例えば児童にアンケートを取るんじゃなくて、その親御さんのほうにアンケートを取っていただければ、うちの子はこう言っていた、ああ言っていたというところが非常に出てくるかなと考えるんですけども、そういうことも考えてみたらどうなんでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） コロナの前は、保護者の方が何らかの学校訪問等をした機会に給食を食べていただいて、アンケートもいただいていたんですけども、この2年間、コロナ

対策というところで、会食を中止しておりますので、また、そういう保護者の方が学校で給食を食べられるような状況になりましたら、またアンケートは再開する予定でございます。

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第2、議案第13号 令和4年度八丈町一般会計予算は原案どおり可決いたしました。

休憩に入ります。

午後1時から再開いたします。

（午前11時41分）

○副議長（浅沼憲春君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1時00分）

○副議長（浅沼憲春君） 先ほど3番議員の質問に対して、教育課長よりご回答があります。教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 先ほどの放課後子ども教室の指導員の法的な人数の規定というのは特にございまして、各地域の実情に応じて配置することとしか規定されていないです。八丈町は三根で最大必要になるときは8人、大賀郷が6人、三原が5人ということでございます。

以上です。

○副議長（浅沼憲春君） よろしいですか。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第3、議案第14号 令和4年度八丈町介護保険特別会

計予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） それでは、書類番号の12をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

議案第14号 令和4年度八丈町介護保険特別会計予算。

令和4年度八丈町の介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億6,736万4,000円と定める。

（「文言省略」の声あり）

○福祉健康課長（奥山 勉君） はい。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 款保険料につきましては、介護保険事業計画により3年に1度の保険料改定を行っております。現在は、令和3年度から令和5年度までの第8期計画期間として、基準額を基に保険料を算定しております。令和4年度は、普通徴収と滞納繰越分が増えておりますが、特別徴収分が大きく減少し、総計で557万8,000円の減となっております。要因といたしましては、コロナ禍による所得の減少と死亡等による人数の減が考えられております。

次に、2 款分担金及び負担金3万7,000円ですが、こちらは青ヶ島村様の方の介護認定を請け負っており、その委託金でございます。

8 ページから9 ページにかけての3 款使用料及び手数料については科目設定でございます。

4 款国庫支出金です。本年度予算は前年度より115万4,000円増の2億6,037万2,000円でございます。国庫負担金につきましては、歳出の中の保険給付費に対しましての国の負担割合から計上してございます。国庫補助金の調整交付金につきましては、65歳以上の高齢者の割合や第1号被保険者の方の所得段階の格差による保険料の不均衡を是正するために交付されるものです。

その下の地域支援事業交付金は、介護予防事業や地域包括支援センターの委託費に係る補助金となります。

10ページをお願いいたします。

4 目、5 目につきましては、令和3年度まで機能強化推進交付金として1本で予算計上し

ていたものですが、令和4年度より実績評価やリハビリテーション専門職の活用等の部分を4目としまして、それ以外の介護予防、健康づくり等を5目として新たに追加計上いたしました。

5款支払基金交付金です。本年度予算は、前年度より142万7,000円増の2億7,076万4,000円でございます。介護給付費交付金は国庫同様に、保険給付費に対しましての負担割合から算出をしております。

続きまして、6款都支出金です。本年度予算は、前年度より96万円増の1億5,252万7,000円でございます。都負担金につきましても、歳出の中の保険給付費に対します都の負担割合から計上しております。

11ページをお願いいたします。

都補助金の地域支援事業交付金は、国庫補助金同様、介護予防事業や地域包括支援センターの委託費に係る補助金となります。

次に、7款財産収入ですが科目設定でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

8款繰入金です。本年度は、前年度より430万5,000円増の1億9,723万7,000円でございます。

1項1目介護給付費繰入金につきましては、国や都と同様に負担割合が決まっております。

2目地域支援事業繰入金は、介護用品支給事業を一般会計に振り替えたことによる減額。

3目その他一般会計繰入金につきましては、職員の給与や介護保険システムに要する経費、介護認定調査に関する費用として繰り入れるものですが、人事異動に伴う減額が主な要因です。

その下の4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、軽減分を繰り入れるものですが、この繰入金には、国と都からの補助金分も含まれておりまして、軽減分の負担割合は国が2分の1、都と町が4分の1となります。

2項基金繰入金については、歳入、保険料の減額分と、歳出、保険給付費の伸びの部分を補うために基金を取り崩すものでございます。現在の基金額が3,300万円ほどございます。ここを切り崩してまいります。

続きまして、9款繰越金ですが科目設定でございます。

13ページに移りまして、10款諸収入です。3項雑入につきましては、主に介護予防・日常生活総合支援事業の利用者負担金になります。

14ページをお願いいたします。

以上、歳入合計、本年度10億6,736万4,000円、前年度10億6,509万2,000円。前年度比較で227万2,000円の増となります。

次、15ページに移ります。歳出でございます。

1款総務費につきましては、前年度より620万6,000円減の3,518万1,000円でございます。

1項総務管理費は、職員人件費や介護保険システムに要する経費が主なものとなります。

16ページに移りまして、2項介護認定審査会費は、介護認定調査等に要する経費になります。

4項運営協議会費は、開催回数の変更に伴う報酬と費用弁償の減でございます。

17ページに移りまして、2款保険給付費になります。要支援1、2の方の介護予防サービス等諸費の利用は減っているものの介護サービス等諸費、高額介護サービス等費という要介護1から5の方のサービス利用が増えていることや、令和3年度の介護報酬のプラス改定を考慮しまして、令和3年度当初より1,000万円増の9億6,714万5,000円で計上してございます。

1項介護サービス等諸費は要介護1から5の認定者、18ページに移りまして、2項介護予防サービス等諸費は、要支援1から2の認定を受けた方のサービス給付費となります。

19ページをお願いします。

3項その他諸費は、国保連合会に介護給付費請求の審査支払業務を委託しているものです。

4項高額介護サービス等費、5項高額医療合算介護サービス等費は、利用者世帯の所得によりまして負担限度額が設定されており、介護サービスに対する自己負担並びに各医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、その超えた部分を利用者に戻すものでございます。

20ページをお願いいたします。

6項特定入所者介護サービス等費は、施設介護サービス利用の非課税者に対しまして食費や居室代の補助を行うものですが、八丈町は利用者の多くがサービス対象者となっております。

3款財政安定化基金拠出金、4款基金積立金につきましては科目設定でございます。

21ページに移りまして、5款地域支援事業費です。前年度より177万1,000円減の6,405万8,000円でございます。

1項介護予防・日常生活支援総合事業費は、要支援1から2の方の訪問、通所を利用した際の費用等になります。

2項一般介護予防事業費につきましては、28万5,000円増の44万7,000円で計上してございます。令和4年度につきましても、自立支援・重度化防止の一環として、各地域において介護予防の普及啓発に努めてまいります。

3項包括的支援事業・任意事業につきましては、前年度より105万6,000円減の2,438万円で計上してございます。令和4年度につきましても認知症のサポーター講座を実施しまして、島内における理解等の啓発に努めてまいります。ちなみに、今年度、今月、都立の八丈高校の1年生を対象に、八高におきまして、このサポーター講座を開催していくという計画も立ててございます。

4項その他諸費の審査支払手数料につきましては、介護予防生活支援サービス請求に係る審査支払業務を国保連に委託しているものです。

6款諸支出金につきましては、24ページをお願いいたします。コロナの影響による還付金が増加傾向にあるため24万9,000円増の96万1,000円で計上してございます。

以上、歳出合計、本年度10億6,736万4,000円、前年度10億6,509万2,000円。前年度比較で227万2,000円の増。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

4番。

○4番（山本忠志君） ページ数は12ページ、一番下の段ですけれども、基金繰入金のことでお尋ねいたします。

過去のデータを見ますと、平成31年度、それから令和2年度ともに基金の繰入れは1,000円だったわけですが、令和3年、4年度においては、少しずつ上がって、4年度については1,200万円ということで、これは今まであまり基金の取崩しなくて済んでいたと思うんですが、それがこうやって今は課長の説明では保険給付費の増額等によるものということなんですが、もうちょっと詳しく、コロナに起因する増額なのか。それとも自然増的なものなのか。それから、今ある基金の残高が3,300万円と、その中でこの1,200万円の取崩しというのは、割合的にどういうものなのか。今後のいざというときのための心配はないのか、お伺いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） こちら、まず保険料に関しましては、先ほどお話ししたように、令和3年度から5年度、この3年間で第8期の計画期間として行っておりまして、その

前が、令和2年度までの部分が第7期として、実は保険料の改定を3年に1回行っているんですが、この7期から8期にかかる部分、ここでできるだけ住民の方も介護保険料の負担を抑えようということで、この基金からの取崩しというのを、この第8期の計画のほうに入れてございます。

ですから、今現在、令和4年度の当初で保険給付費の伸びを見ていますが、実際、令和4年度でここまで保険給付費が伸びなければ、基金の取崩し額も極端に減るところでございます。ただ、保険給付費の伸びというのが、実はコロナ禍でやはりかなり予想が難しいという部分があることと、あと、現在の八丈町、認定者数というのは、多分、令和2年度、前年度が一番人数的にはピークだったと思います。ただこれからは、高齢者の割合が、今までは前期高齢者のほうが認定者の中で多かったです。後期高齢者、75歳以上の方がまだ少なかったんですが、これからはそれが、2025年、ございますよね。そういったところで後期高齢者の割合が多くなって、前期高齢者のほうが低くなっていく。当然、後期高齢者が伸びれば、その分、介護利用のサービスの利用、保険給付費は伸びるんじゃないかという予測のもとに、このような計算をしております。

○副議長（浅沼憲春君） 10番。

○10番（金川孝幸君） 17ページでいいと思うんですけども、島にはないリハビリ施設、いわゆる老健ですね。老健に八丈に住所のある方が何名入所されているか。入所されている場合、その施設とか自治体に町からの何らかの支払いがあるかを知りたいです。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） すみません。今、手元に詳しい数字等はないんですが、ただ老健の機関に、八丈に住所をお持ちでかかっていらっしゃる方はいらっしゃいます。後で申し訳ないんですけども、調べさせていただきます。

○副議長（浅沼憲春君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 副議長(浅沼憲春君) ご異議ないものと認め、日程第3、議案第14号 令和4年度八丈町介護保険特別会計予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 副議長(浅沼憲春君) 続いて、日程第4、議案第15号 令和4年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

- 住民課長(佐藤真一君) ただいまの緑色の用紙の次になります。

1ページをお願いします。

議案第15号 令和4年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算。

令和4年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,046万4,000円と定める。

(「文言省略」の声あり)

- 住民課長(佐藤真一君) はい。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の数値で主なものについて説明申し上げます。

歳入。

1款1項後期高齢者医療保険料8,514万6,000円、1,056万7,000円の増。令和3年11月末時点で1,377人、前年比マイナス12名と、被保険者数は減少しているものの保険料の改定があり、保険料を構成する均等割が2,300円増の4万6,400円、所得割も0.77%増の9.49%、1人当たり平均で3,789円増となったため増となります。

その下、2款1項手数料3,000円、科目設定。

3款、次のページにわたりますが、1項都補助金10万円、増減なし。歳出の保健事業への補助金となります。

4款1項他会計繰入金1億2,847万7,000円、158万7,000円の増。一般会計からの繰入金で、歳出の広域連合への負担金のほか、職員給与費や健康診査に係る経費分となります。

一番下、5款、次のページにわたりますが1項繰越金1,000円、科目設定でございます。

6款1項延滞金加算金及び過料2,000円、2項の償還金及び還付加算金2,000円、3項の預金利子1,000円は、いずれも科目設定となります。

一番下の行、4項受託事業収入673万円、137万8,000円の増。次のページの説明の欄になりますが、1節の健康診査費受託事業収入と2節の葬祭費受託事業収入は、広域連合からの収入となります。

9ページの5項雑入2,000円、科目設定となります。

ということで一番下の行、歳入合計、本年度2億2,046万4,000円、前年度2億693万2,000円、1,353万2,000円の増。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

1款1項総務管理費877万2,000円、39万9,000円の増。

11節の役務費、郵便料は、令和4年度保険証の更新と2割負担者への交付がありますので、大幅に増の170万円ほどを計上してございます。

次のページ、2項徴収費10万3,000円、3,000円の減。

2款1項葬祭費555万円、130万の増。111人分の葬祭費となります。

3款1項広域連合納付金2億303万3,000円、1,251万2,000円の増。

次のページをお願いいたします。

歳入のところでも説明いたしました、広域連合が示した負担金となります。令和4年10月からの窓口負担2割の方に伴い、療養費負担金は減少見込みとなります。なお、令和3年6月末時点では、所得状況によると、223名の方が八丈町でも2割負担となる見込みでございます。

4款1項保健事業費249万6,000円、17万6,000円の減。

5款1項償還金及び還付加算金50万2,000円、50万円の減。

下のページになりますが、説明欄22節過年度に係る保険料返戻金でございます。

同じく13ページ、6款1項予備費8,000円。

一番下の行、歳出合計、本年度2億2,046万4,000円、前年度2億693万2,000円、1,353万2,000円の増。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

(発言する者なし)

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第15号 令和4年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第5、議案第16号 令和4年度八丈町国民健康保険特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの後期のピンク色用紙の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第16号 令和4年度八丈町国民健康保険特別会計予算。

令和4年度八丈町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億1,954万6,000円と定める。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長（佐藤真一君） はい。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いいたします。

説明に入る前に、お手元配付の正誤表のとおり、数値を誤って記載してございました。おわびして訂正申し上げますとともに、お手数をおかけすることをおわび申し上げます。

それでは、説明のほうに入ります。

歳入歳出も後期同様、本年度の項の数値で主なものについて説明申し上げます。

歳入。

1 款 1 項国民健康保険税 2 億3,791万5,000円、890万7,000円の増。保険料につきましては、この後の議案で条例改正案を上程しております。お手元配付のとおり、改正案の率を反映させてございます。被保険者数は、令和 3 年12月 1 日現在2,417人、対前年比81人減、現年分の徴収率は95%、滞納繰越分も35%に上げて計上してございます。

次のページをお願いいたします。下のほうになります。

9 ページ、2 款 1 項手数料1,000円、科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項国庫補助金1,000円、科目設定でございます。

4 款 1 項都補助金 8 億7,658万6,000円、1,048万9,000円の増。医療費分の実績分に連動する普通交付金は、前年度と同額を計上してございますが、市町村の財政状況に応じる特別交付金3,853万6,000円は、こちらの説明欄、4,860万7,000円となっているのは3,853万6,000円の誤りでございますので、訂正のほうをお願いします。その下の都補助金は、病院の機器購入等の補助金で増となります。

5 款 1 項項財産運用収入1,000円、科目設定です。

6 款、次のページにわたりますが、1 項他会計繰入金 1 億502万8,000円、127万1,000円の増。1、2 節の低所得者に対する保険税の軽減分のほか、4、5、6 節までは、法令等で定められている一般会計からの繰入金でございますが、7 節のその他一般会計繰入金、いわゆる法定外の繰入金で1,883万8,000円。こちらは税額の増改定を実施しても均衡せず、一般会計からの応援がなお必要な状況というところでございます。

その下、7 款 1 項繰越金1,000円、科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

12ページ、8 款 1 項延滞金加算金及び過料5,000円。

2 項預金利子1,000円。

3 項受託事業収入1,000円。

次のページの 4 項雑入6,000円は、いずれも科目設定でございます。

ということで一番下の歳入合計、本年度、12億1,954万6,000円。前年度11億9,887万9,000円。2,066万7,000円の増。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

1 款 1 項総務管理費3,415万9,000円、27万3,000円の増。人件費や事務費関連となります。
次のページ、2 項運営協議会費41万8,000円、増減なし。国保運営協議会関係費でございます。

次のページをお願いいたします。

3 項趣旨普及費42万円、増減なし。パンフレットの印刷製本費などがございます。

その下、2 款 1 項療養諸費 7 億2,242万1,000円、増減なし。被保険者数は減少しておりますが、コロナ禍の受診控えの反動による 1 人当たりの医療費の増加傾向がございます。それを勘案しまして、前年と同額で計上してございます。

下のページ、2 項高額療養費 1 億540万6,000円、増減なし。

3 項移送費20万1,000円、増減なし。

次のページをお願いいたします。

4 項出産育児諸費420万3,000円、増減なし。国保加入の方で 1 人42万円の支給、10人分の支給額を計上してございます。

5 款葬祭諸費175万円、増減なし。1 人当たり 5 万円で35人分を計上してございます。

6 款結核精神医療給付金90万円、増減なし。定められた本人負担額以上の医療費を給付いたします。

7 款傷病手当金100万円、増減なし。新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金となります。

一番下のところ、3 款 1 項医療給付費分 2 億831万2,000円、1,877万9,000円の増。東京都から示された額を納付いたします医療給付費については、保険者数は減少しているものの 1 人当たりの医療費の増傾向により医療費分の納付金は増となります。

次のページ、2 項後期高齢者支援金等分7,160万3,000円、262万9,000円の減。令和 4 年10 月より、後期高齢者の窓口での 2 割負担者の増加に伴い、支援金は減となります。

その下、3 項介護納付金分3,044万円、128万6,000円の減。40歳以上65歳までの被保険者が減少したため減となります。約180人減となっております。

4 款 1 項共同事業費拠出金 2 万円、増減なし。

次のページをお願いいたします。

5 款 1 項特定健康診査等事業費1,396万9,000円、7 万1,000円の減。健康診査関係の事業費となります。

その下、2 項保健事業費31万3,000円、増減なし。

下のページ、6款1項基金積立金1,000円。

7款1項公債費1,000円は、いずれも科目設定です。

8款1項償還金及び還付加算金300万4,000円、100万円の増。税還付金等を増額して計上しております。

次のページをお願いいたします。

2項延滞金1,000円、科目設定でございます。

3項繰出金1,900万4,000円、460万1,000円の増。歳入で計上した滞納繰越分に徴収実績率を加味して計上してございます。一般会計繰出金分はそうですが、病院事業会計繰出金は、機器購入分の都補助金分を計上してございます。

9款1項予備費200万円、増減なし。

ということで、下のページの一番下、歳出合計、本年度12億1,954万6,000円、前年度11億9,887万9,000円、2,066万7,000円の増。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第16号 令和4年度八丈町国民健康保険特別会計予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第6、議案第17号 令和4年度八丈町水道事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 書類番号13をお願いいたします。

1 ページをお願いします。

議案第17号 令和4年度八丈町水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和4年度八丈町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（「第5条を除いて文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池 拓君） はい。

次のページをお願いいたします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、水道施設整備事業。

限度額 1億6,100万円。

老朽管更新、大川浄水場改修、大川取水施設改良、中央監視装置改修事業に係る起債になります。

次のページに移ります。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

21ページをお願いします。

令和4年度八丈町水道事業会計予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入。

1 款水道事業収益 4億9,048万4,000円。

1 項営業収益 2億7,374万6,000円。

有収水量の増加を見込み、3年度当初予算比で230万円の増としています。

次に、2項営業外収益 2億1,673万8,000円。均衡予算として前年度より500万円増の2,500万円を計上しています。また、長期前受金戻入も481万7,000円増となり、営業外収益全体では938万7,000円の増となっています。

次のページをお願いします。

支出です。

1 款水道事業費用 4億4,089万4,000円。

1 項営業費用 4億2,213万9,000円。営業費用については、3年度当初予算比で535万円減

額となっています。主な要因は、23ページ、4目業務費の人件費の減、24ページ、委託料の減、こちらは管路システム更新の減によるものです。また、5目総係費の委託料の会計システム導入につきましては、現在島嶼町村事務の共同化処理について、9町村で検討中です。その中で、企業課としては、公営企業会計システムの共同化を図るため、令和4年度会計において、公営企業会計システム導入の委託料を各会計で4等分した額を計上しています。

25ページです。

2項営業外費用1,855万5,000円。主に企業債利息となります。

次のページをお願いします。

3項予備費20万円。

次に、資本的収入及び支出。

収入。

1款資本的収入7億4,758万3,000円。

1項企業債1億6,100万円。老朽管更新、大川浄水場改修、大川取水施設改良、中央監視装置改修事業に係るものです。

2項一般会計繰入金5,418万4,000円。地方公営企業繰出基準に基づき、一般会計から簡易水道施設整備に係る元金償還に対し繰出しを受けるもの及び児童手当補助、大川浄水場改修に係る一般会計出資金になります。

3項国庫支出金7,380万1,000円。大川浄水場改修事業補助金です。

4項都支出金4億5,859万8,000円。老朽管の更新、大川浄水場改修、中央監視装置改修、大川取水施設改良、大川浄水場停電対策事業に係るものです。

次のページに移ります。

支出です。

1款資本的支出9億2,095万4,000円。

1項建設改良費7億8,648万4,000円。大川浄水場建設に係る職員人件費2名分、配水管等布設工事3件、鴨川導水管更新工事、令和3年度からの継続費による中央監視装置改修工事、同じく継続費の大川取水施設改良工事と大川浄水場改修工事、大賀郷浄水場洗浄ポンプ改修工事、以上8件のほか、来年度以降に向けた工事設計を行います。

場所については、企業課の当初予算説明資料10の10ページ以降にありますので、ご確認をお願いします。

28ページです。

2項企業債償還金1億3,447万円。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,337万1,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,046万円、当年度分損益勘定留保資金1億2,334万5,000円、過年度分損益勘定留保資金2,956万6,000円で補填いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第17号 令和4年度八丈町水道事業会計予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第7、議案第18号 令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 水道事業会計予算書の次になります。

1ページをお願いします。

議案第18号 令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算。

総則。

第1条、令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（「第5条を除いて文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池 拓君） はい。

次のページをお願いします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、建物整備事業。

限度額9,900万円。

固定資産購入事業2,400万円。合計1億2,300万円。バス事務所、車庫建築と、貸切りバス1台の更新に係る起債になります。

次のページに移ります。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

18ページをお願いします。

令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出、収入。

1款自動車運送事業収益1億9,337万5,000円。

1項営業収益9,570万8,000円。乗合収入は、令和3年度当初予算と同額を見込んでいますが、貸切収入は440万円ほど増を見込んでおります。

2項営業外収益9,766万7,000円。一般会計補助金の給与費等補助金約2,000万円の増により、増となっています。

次のページに移ります。

支出。

1款自動車運送事業費用1億8,771万6,000円。

1項営業費用1億5,446万5,000円。退職給付費等人件費の減により、前年度当初予算と比べ585万6,000円の減となっていますが、22ページ、委託料、こちらも会計システム導入委託料で増となっております。

2項営業外費用5万1,000円。花火協賛金です。

3項特別損失3,300万円。旧事務所解体工事分です。

4項予備費20万円。

次のページに移ります。

資本的収入及び支出。

1款資本的収入2億7,400万円。

1項企業債1億2,300万円。建物整備企業債、固定資産購入企業債です。

2項都補償金6,700万円。建物移転の補償金です。

3項一般会計繰入金8,400万円。一般会計出資金です。

支出。

1款資本的支出、1項建設改良費3億856万2,000円。事務所とバス3台分の車庫、約420平米の建築工事になります。移転場所は、観光協会の隣になります。令和5年1月末の完成を予定していましたが、2回目の入札も不調となったため、現在、次に向けて準備を行っています。固定資産購入費では、貸切り中型バス1台の購入と、新しいバス車庫用の備品購入、また、役場庁舎前のバス停移設に伴いシェルターの購入を予定しています。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,456万2,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,194万6,000円、過年度分損益勘定留保資金83万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1,178万1,000円で補填いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第18号 令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第8、議案第19号 令和4年度八丈町病院事業会計予算を上程いたします。

説明、病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） それでは、グリーンのパージの次のページ、1ページ目をお願いいたします。

議案第19号 令和4年度八丈町病院事業会計予算。

総則。

第1条、令和4年度八丈町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(「第5条を除いて文言省略」の声あり)

○病院事務長(菅原宏幸君) はい。

次のページ、2ページをお願いいたします。

企業債、第5条。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、医療機器器具整備事業。

限度額5,400万円。医療機器の更新に係る起債でございます。

次のページ、令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

21ページをお願いいたします。

令和4年度八丈町病院事業会計予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

1款病院事業収益15億6,098万4,000円。

1項医業費用7億4,086万5,000円。これに関しましては、入院・外来とも減を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

2項医業外収益8億2,011万9,000円。

4目その他医業外収益3億1,799万3,000円。その他医業外費用では赤字補填分が3,000万の増となっております。

次のページ、支出。

病院事業費用15億4,024万8,000円。

1項医業費用15億1,863万円。

次のページをお願いいたします。24ページです。

3目経費3億8,393万8,000円。

4節の委託料に関しましては、医療機器保守点検等の増、薬剤師派遣委託等の増となっております。また、本年度長寿命化計画策定591万8,000円も計上してございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

5目減価償却費2億446万3,000円。令和3年度比較しますと3,308万円の増となっております。

います。

2 項医業外費用2,141万8,000円。

3 項予備費20万円となっております。

続きまして、27ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

1 款資本的収入2億330万1,000円。

2 項一般会計負担金としまして9,117万3,000円。

3 項都支出金4,932万8,000円となっております。

支出に移ります。1 項資本的支出2億7,021万6,000円。

1 項建設改良費7,531万5,000円。

1 目固定資産購入費では、デジタルエックス線透視撮影装置が4,850万円となっております。

2 項企業債償還金1億9,490万1,000円です。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

9 番。

○9 番（岩崎由美君） 27ページの今ご説明のあったデジタルエックス線透視撮影装置というのは、今度の画像診断とかに使われるのかと思うんですが、これはCTのことですか、いわゆる。

○副議長（浅沼憲春君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） これに関しましては普通のレントゲン装置の総入れ替え、もう12年たっていますので、普通のレントゲン装置とご理解ください。

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第19号 令和4年度八丈町病院事業会計予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第9、議案第20号 令和4年度八丈町浄化槽設置管理事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） ただいまの病院事業会計予算書の次になります。

1ページをお願いします。

議案第20号 令和4年度八丈町浄化槽設置管理事業会計予算。

総則。

第1条、令和4年度八丈町浄化槽設置管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（「第5条を除いて文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池 拓君） はい。

次のページをお願いします。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、合併処理浄化槽整備事業。

限度額1,080万円となります。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

16ページをお願いします。

令和4年度八丈町浄化槽設置管理事業会計予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出、収入。

1款浄化槽設置管理事業収益5,908万円。

1項営業収益1,229万4,000円。浄化槽の使用料です。

2項営業外収益4,678万6,000円。内容については、雑収益、均衡予算分になります。国と都の支出金は、浄化槽撤去に係る補助金です。一般会計補助金は、人件費等に対する補助です。このほか長期前受金戻入、資本費繰入収益となっています。

次に支出。

1款浄化槽設置管理事業費用5,619万5,000円。

1 項営業費用5,501万8,000円。浄化槽費については、使用料納付書の印刷費、浄化槽清掃委託、保守点検委託、次のページの浄化槽修繕、単独浄化槽撤去負担金等になります。

総係費については、職員人件費、会計システム導入委託を含む事務費になります。

2 項営業外費用97万7,000円。企業債利息になります。

次のページをお願いします。

3 項予備費20万円。

次に、資本的収入及び支出、収入。

資本的収入3,830万8,000円。

1 項企業債1,080万円。

2 項一般会計繰入金1,189万3,000円。企業債償還補助金と一般会計出資金です。

3 項国庫支出金1,435万8,000円。浄化槽設置工事に対する補助金です。

4 項都支出金95万3,000円。企業債償還に対する補助金です。

5 項工事負担金30万4,000円。事業所に浄化槽を設置した場合の分担金になります。

次に、支出。

1 款資本的支出4,795万8,000円。

1 項建設改良費4,415万8,000円。浄化槽設置工事30基分になります。

2 項企業債償還金380万円。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額965万円は、当年度分消費税資本的収支調整額263万9,000円、引継現金701万1,000円で補填いたします。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第20号 令和4年度八丈町

浄化槽設置管理事業会計予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第10、議案第21号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） 書類番号14をお願いいたします。

議案第21号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公務員法第14条及び第59条の規定により、人事院による公務員給与の調査等や勧告を参考とし、八丈町の一般職員の給与を改正するとともに、国の特別職の給与等の改正状況を踏まえ、八丈町特別職の給与等を改正する必要があるため、本案を提出します。

おめくりください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

こちらの内容でございますけれども、令和3年度の国家公務員の給与につきまして、令和3年8月10日の人事院勧告を受け、期末手当を引き下げ、それを令和4年6月支給の期末手当から減額することになりました。これを受けまして町も同様に調整するものでございます。

引下げ額については一般の職員が0.15か月、再任用職員、特別職については0.1か月分となっております。

施行期日ですけれども、公布の日から施行するというところでございます。

先ほど申し上げましたように、こちらについては令和4年6月の支給の期末手当から減額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第21号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第11、議案第22号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） ただいまの議案の次のページになります。

議案第22号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

管外旅費の着後手当及び扶養親族移転料について、年齢による交通費の実費精算を行う必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

こちらにつきましては、旅費の中については、島外から町の職員になった場合、移転料、着後手当、扶養親族移転料が支給されることになっております。

今回の改正でございますけれども、着後手当の計算方法を国に合わせ改正するものでございます。これについては、旅行雑費を3日分から5日分、宿泊費を3夜分から5夜分ということになります。

また、直接、住居に入る場合、こちらに引っ越して、直接用意した住居に入る場合については、2日分と2夜分にするものでございます。また、12歳未満の者についての規定を整備するものでございます。

こちらのほうも、この条例は公布の日から施行するというところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第22号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第12、議案第23号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） それでは、次のページをお願いいたします。

議案第23号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

社会情勢の変化等により、運用と差異が生じている条文箇所を改正し、実態に沿った町営住宅の運営を行うため、本案を提出します。

1枚おめくりいただいて、次のページをお願いいたします。

八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

八丈町営住宅条例の一部を次のように改正する。

この条例の改正の主な内容につきましては、まず第6条、入居者資格の関連ですけれども、こちらは入居者資格要件の緩和ということで、入居者の資格から同居の原則及び単身入居、

60歳以上の原則を撤廃するため、成人要件を明文化し、関連する同居要件の例外規定を削除いたしました。これにより60歳未満の成年者であっても、いわゆる例外規定の適用によらず、単身入居が可能となります。

次のページの第9条関連ですけれども、こちらのほうは、入居選考要件の追加、修正、また整理を行いました。具体的には、入居者の選考において、住宅の規模や構造等により、または、入居申請者の事情により優先すべき事項について分かりやすく整理を行いました。

また、現行条例では、第6条、入居者資格の同居要件の例外規定にあった障害者等に関する事項については、この優先入居要件として、第9条第3項に明記をしております。

続いて、次のページの第11条関連ですけれども、こちらは入居手続の期間の延長をしたものです。島外からの入居希望者や高齢・障害者等により入居手続に時間を要する入居希望者が増えているため、事情に合わせて入居手続の期間を10日から1か月に延長いたしました。

この条例は令和4年4月1日から施行いたします。

よろしく願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第23号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第13、議案第24号 八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 議案は第24号でございます。町営住宅条例の次になります。

八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

一般廃棄物処理手数料を改正するため、本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正するという事で、内容につきましては、まず経緯といたしまして、事業者を利用して伐採及び排出する伐採木は、事業系一般廃棄物として、中之郷埋立処分場へ運搬が可能です。一方で、事業者は、伐採等を伴わない一般廃棄物の運搬のみの業務を請け負うことが法律上できません。その結果、運搬手段を持たない、運搬を頼める人物もいない等、高齢者等が伐採した樹木の処理方法がないという状況もあるのではないかとということで、ごみ処理問題協議会ワーキンググループで諮った結果、一般家庭から排出される伐採木の個別収集事業をやったほうがいいのではないかとということで、ただし、70歳以上の高齢者等の世帯ということで、こちらのほうは規則で定めさせていただきますが、ということで、中之郷埋立処分場への運搬手段を有しない世帯に対して、2トントラックを1回4,000円負担、事業者へは1回、町から1万4,300円、委託料を町が支払います。ただ、福祉的観点から、個人負担は4,000円税込みとして、伐採木の戸別収集を行うため、記載のとおり別表2に書かれているとおり、その規定を加えるということでございます。それがまず1つ目。

2つ目が、し尿の業務時間外収集事業ということでございます。こちらは、休日や夜間等の業務時間のし尿のくみ取り作業の場合、収集運搬事業者へ9,200円税込みを年間契約とは別に支払っており、毎年10件ほど発生しております。浄化槽汚泥の収集では発生し得ない費用をその同額、依頼者が負担する別表3の4の規定のとおり、業務時間外収集事業として、8,370円掛ける1.1、9,200円ということで、その同額の規定を設けまして、負担をしていただくということでございます。

この条例は令和4年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

(発言する者なし)

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第24号 八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第14、議案第25号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの続きになります。

議案第25号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

国民健康保険税の税率等について、所要の改正を行うため、本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

八丈町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する、ということで、内容につきましては、お手元のこちらのA4横の条例改正案のほうを参考にいただければと思います。

こちらは、2月10日国保運営協会で決定されました国保税額となります。先ほどの予算審議の中でも、こちらの税率を計上してございます。

例えば、医療分、所得割6.2%だったものを0.3%増の6.5%へ、均等割は1万4,100円を6,000円増の2万100円、平等割は1万9,200円をこちらはマイナス5,000円の1万4,200円と

いうことで、後期支援分、介護納付分とございます。総じて所得割、医療分以外は、医療分、後期支援分、介護納付金分の均等割、平等割、こちらのほう、均等割を上げて平等割を低くするということとございます。こちらの方針といたしますか、につきましては、令和6年度以降、全国的に統一保険料の動きが、都道府県内の統一保険料の動きがでございます。都が取っている大体の方式は2方式となっております。例えば、都が示している2方式の我が八丈町への医療分では、所得割は6.53%、平等割はございませんので、均等割で3万8,469円という数字が示されてございます。

今後、そういった統一保険料の動きを見据えて、均等割、お子さんがいる家庭には負担になっている。平等割は世帯でなってきますので、お子さんにも均等割はかかっていくということで、負担が少しずつ増えていってしまうんですが、統一保険料ということで、もう待ったなしの流れになってございますので、我が八丈町も少しずつ、一気に都が示された数字に合わせるということは、段階を踏んでということと考えて、今回均等割、例えば医療分で6,000円プラス、平等割5,000円減というようなことで、お諮りしたいということとございます。なお、お手元の条例の数値につきましては、7割・5割・2割軽減者ですとか、未就学児の金額等書いてありますので、その数値、今のこの基本的な数値を基として改正してございます。

令和4年4月1日から施行するということとございます。よろしく願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第14、議案第25号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

ここで休憩に入りたいと思います。

35分まで休憩いたします。

(午後 2時19分)

○副議長（浅沼憲春君） 再開いたします。

(午後 2時35分)

○副議長（浅沼憲春君） 先ほど10番議員からの質問に対して、福祉健康課長からご回答がございました。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 先ほど10番議員のほうからご質問のあった老健の関係でございます。一応、調べさせていただいたところ、今現在、9名の方がいらっしゃいまして、平均で、今まだ正確な実績は出ていないんですが、平均で1人当たり月30万を町のほうで負担しております。ですから、こちら年間にしますと、3,200万以上をお支払いしているという状況でございます。

○副議長（浅沼憲春君） 10番。

○10番（金川孝幸君） すみません。1点だけ確認したいんですけども、老健の施設は、市とか区によって設置の数がまちまちなんですよね。その設置数の少ない区などから区外の入所者を制限するような動きがあったような話も聞いたんですけども、特に八丈町から入所ににくくなっているような事例はないのでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 特に八丈のほうで、そういった制限等のあれは、今のところございません。一応、すみません、老健施設というのが、こちら高いんですけども、医療ケアとあとリハビリ、これを受けることを目的とした介護施設ということで、すみません、ちょっと言葉が私も説明が足りませんでした。よろしくお願ひします。

○副議長（浅沼憲春君） よろしいですか。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第15、議案第26号 八丈町再生利用資材置場設置条例を上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 議案第26号 八丈町再生利用資材置場設置条例の制定について。

上記議案を提出する。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

町内の公共事業の施工に伴って発生する残土及び伐採木を適正に処理し、公共事業の円滑な運営及び生活環境の保全に資するため、本案を提出します。

1枚おめくりください。

八丈町再生利用資材置場設置条例。

第1条、町内の公共事業の施工に伴って発生する残土及び伐採木を適正に処理し、公共事業の円滑な運営及び生活環境の保全に資するため、再生利用資材置場を設置するというところで、下の第2条のところに設置場所が具体的に書いてあります。1つは赤石山残土リサイクルヤード、もう一つが三根伐採木リサイクルヤード。そして、八丈町のほうで管理運営を行っていきたいと思っております。

この条例は、公布の日から施行する。

よろしく願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

8番。

○8番（山下 巧君） 伐採木をもらったことがあるんですけども、その置いている場所が、下が赤土というか非常に虫が発生、住みやすい場所になっているんですね。ですから、あれを山やあちこちからかき集めて積んでおくと、アリとかいろんな虫がいっぱいくっついていて、ちょっと持ち帰るのをちゅうちょするんですけども、何かその辺の対策ができないかなと思いますが、どうでしょうか。

○副議長（浅沼憲春君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） もともと地面だったところに、木を2本、そもそも切ってきた木ですけども、置きまして、地べたに直接伐採木がつかないような工夫だけはしていますけれども、逆にちょっと舗装されているわけでもありませんので、草、雑草等がそのうち生えてくるんですね。その件、雑草とかに関しましては、先週も、町の職員のほうで草刈り作業を行いました。当面はそういった管理をしていきたいというふうに思います。

○副議長（浅沼憲春君） 8番。

○8番（山下 巧君） すみません。よく分からなかったけれども、結局木の隙間にたくさんの虫が住みついて、非常に住みやすいみたいなんですね。うっかり持ち帰ると家にそれが虫

を持ち帰ってしまうということになるんですね。ですから、もしかしたら下を砂利とか、そういう虫にとってあまり住みやすくないところに積み上げておくのがいいのかなと思いましたが、検討しておいてください。

○副議長（浅沼憲春君） 回答はいいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第15、議案第26号 八丈町再生利用資材置場設置条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第16、議案第27号 八丈町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 議案第27号 八丈町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第10条に基づき、条例を整備する必要があるため本案を提出します。

次のページをお願いします。

八丈町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例。

地方公営企業法の第10条では、管理者は、業務に関して、管理規程を制定することができ

るとなっておりまして、これにより条文中の「規則」を「規程」に文言を改めるものです。

この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上です。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第16、議案第27号 八丈町浄化槽設置管理事業条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第17、議案第28号 末吉地域公会堂の指定管理者の指定についてを上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） それでは、資料の15番のほうをお願いいたします。

議案第28号 末吉地域公会堂の指定管理者の指定について。

上記議案を提出する。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

末吉地域公会堂の管理を行わせる指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

1枚おめくりください。

末吉地域公会堂の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1. 管理を行わせる公の施設、末吉地域公会堂。
2. 指定管理者となる団体、末吉自治会。
3. 指定管理の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日。

よろしく願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第17、議案第28号 末吉地域公会堂の指定管理者の指定については原案どおり可決いたしました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第18、議案第29号 八丈町過疎地域持続的発展計画の策定についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 書類番号の16をお願いいたします。

議案第29号 八丈町過疎地域持続的発展計画の策定について。

上記議案を提出する。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により、八丈町過疎地域持続的発展計画を策定するため本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

計画を添付させていただいております。中身について説明をさせていただきます。

まず、過疎法につきましては、令和3年度に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法として改正されまして、こちらは10年間の時限立法となっております。この法律に基づき、町は令和3年度から過疎地域に指定されております。

要件は様々ございますが、40年間の人口減少率が28%以上、また財政力指数が0.51以下など要件がございます。過疎地域に指定された場合には、都が定める方針に基づいて、市町村計画を定めることができます。市町村計画は、5か年の計画となりまして、策定に当たりましては、町の基本構想、基本計画、総合戦略、公共施設総合管理計画などと整合性を図りまして、方針や事業を反映してございます。この市町村計画は、東京都と協議後、議会の議決を経て、総務大臣に提出することになります。

町は、市町村計画に基づく事業につきまして、地方債をもってその財源とすることができ、その地方債が過疎対策事業債となります。過疎対策事業債は、毎年、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される、大変有利な起債となっております。

該当する施設になりますが、道路、農道、教育文化施設、保育所などとなり、辺地対策事業債と共通する施設もございますが、こちらソフト事業にも起債できることとなります。

八丈町の令和4年度の事業でございますが、焼却場建設事業を予定してございます。借入れの総額は、最高で6億2,270万円となっておりますが、これにつきましては、申請後、審査を経て決定されることになってございます。

このようなことで過疎地域持続的発展計画（案）を策定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、日程第18、議案第29号 八丈町過疎地域持続的発展計画の策定については原案どおり可決いたしました。

◎承認第4号ないし承認第7号の上程、承認

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、議員の派遣承認についてお諮りいたします。

日程第19、承認第4号から日程第22、承認第7号の議員派遣承認については一括して議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、一括して議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を求めるものであります。

これより休憩いたします。

（午後 2時50分）

○副議長（浅沼憲春君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2時52分）

○副議長（浅沼憲春君） 日程第19、承認第4号 令和4年度東京都町村議会議員講演会については、議員全員を派遣。

日程第20、承認第5号 令和4年度要望活動については、4番、山本忠志君、6番、菊池良君、奥山議長を含め3名を派遣いたします。

日程第21、承認第6号 小笠原親善訪問については、2番、浅沼隆章君、3番、山下則子君の2名を派遣いたします。

日程第22、承認第7号 令和4年度行政視察研修に係る議員の派遣については、研修視察委員に一任することとし、日程等の変更及び緊急を要する議員の派遣については議長に一任し、定例会で報告を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（浅沼憲春君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（浅沼憲春君） 続いて、日程第23、発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議を上程いたします。

提出者、11番、廣江 才君、ご登壇お願いします。

（11番 廣江 才君 登壇）

○11番（廣江 才君） 発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議について。

標記決議を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和4年3月16日。

八丈町議会議長、奥山幸子殿。

提出者、八丈町議会議員、廣江 才。

賛成者、八丈町議会議員、宮崎陽子議員、同浅沼隆章議員、同山下則子議員、同山本忠志議員、同沖山恵子議員、同小川 一議員、同山下 巧議員、同金川孝幸議員、同小澤一美議員、同浅沼憲春議員。

理由。

ロシアに対し、ウクライナへの侵略、軍事行動の即時中止を求めるとともに、政府に対し、現地在留邦人の安全確保に努め、国際社会と連携し、ロシアに対しての制裁措置の徹底及び強化を図り、ウクライナの平和を取り戻すことを要請するため。

ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議。

ロシア、プーチン政権のウクライナへの侵略は、国連憲章に違反し国際社会の平和と安全、秩序を著しく損なう暴挙であり、国連憲章を支持する日本国の地方議会としては、断じて許すことはできない。

ミサイルなどの爆撃により、多数の民間人を含む人々の命が奪われており、ウクライナに拠点を置く日本企業をはじめ現地在留邦人の生命も危ぶまれる事態である。

このような武力を背景にした一方的な現状変更は、武力の行使を禁ずる国際法の明白な違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので看過できない。

八丈町議会は、ロシア軍の侵略に対し断固抗議する。そして、ウクライナへの侵略、軍事行動を直ちに中止し、部隊を撤収するよう求めるものである。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努め、国際社会と連携し、ロシアに対しての制裁措置の徹底及び強化を図り、あらゆる外交資源を駆使して、ウクライナの平和を取り戻すことを強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月16日、東京都八丈町議会。

以上です。

○副議長（浅沼憲春君） 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○副議長（浅沼憲春君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

これから討論を行います。

なお、討論1人1回の原則に基づき、発言は1人1回となりますので、ご注意ください。

まず、本案に反対者の発言を許可いたします。

9番。

（9番 岩崎由美君 登壇）

○9番（岩崎由美君） 今日きれいな青空で、この空の向こうで戦火が起こり、悲しい人がいるということに、心から哀悼の意を表します。戦争は、本当にこの世の中で最も憎むべきもので、私も心から反対しております。

ただ今回、この決議案に反対、積極的な反対ではないんですけれども、賛成できない理由を述べたいと思います。

まず、もう今テレビをつければ、連日ロシアとウクライナのニュースばかりやっています。あれを見ていて、これはやっぱりいろんな議会でこの決議が出されるなと思っていました。やはり各地域の地方議会、国会でもそうですけれども、決議が出されています。私たちは、この1年とかごくごく最近の話しか見ていません。しかし、ロシアとウクライナにおける長い歴史の中で、非常にこれまで複雑な歴史の中で、常にもう戦争というか戦いは起こっていたんですね。それをこの連日のテレビだと、どうしても一方的にロシアが悪い。どうしてもそのような印象を受けています。

私たちは、アメリカの傘下にあるといたしますか、西側の国です。ですから、その西側の国なりに有利なというか、反ロシアに有利な情報をマスコミが流すのは当然のことだと思います。そして、マスコミによって、みんなの気持ちだね、もうロシア反対とか、というふうになって、かつてもそうやってマスコミによって、みんなの気持ちが戦争に向かっていた時代があったことを忘れてはならないと思います。

戦争して、一体、誰が得をするのか。そういうことを私たちは考えていかなきゃいけないと思っています。

今回、この決議はロシア断固反対なんですけれども、この決議がもしロシアとウクライナが一刻も早く停戦に向けた話し合いをすることを推奨するというか、決議するというものであったら、私もこれに賛成したと思いますが、過去の歴史の中で、もう少しそういう歴史をちゃんと学んだ上で、この話をするべきだったのではないかと思い、私はこれについては、賛成はしないと思って、今ここに登壇いたしました。

以上です。

○副議長（浅沼憲春君） 次に、本案に賛成者の発言を許可いたします。

11番。

（11番 廣江 才君 登壇）

○11番（廣江 才君） 今回の発言を聞きまして、私も驚いたんですけれども、西側の情報によって、それにとらわれちゃいけないと。ウクライナの歴史と、ロシアとの関係というんですけれども、現実の問題として、国連安保の常任理事国が現状を変えようとして武力を行使する。何のために国際連合ができたのか。そういったことを考えますと、どっちが、西側だ、東側だというより、戦争を仕掛けて、現状を変えようとする。その姿勢を考えないで歴史はうんたらくんだらという問題じゃないと思うんですよ。現実に歴史としても独立国ですよ、ウクライナは。たまたまNATOに入る、入らないが問題になり、実際は運命の14年の侵攻のときに、今回みたいに世界が動いていれば、今回の事態は起きなかったと思います。それは西側が悪い面もありますけれども、現実の問題、こういう決議に対して、私はこれを、私は個人的感情じゃないですけれども、あきれてもう話にもならなかった。

実際にそういう言っている今のうちの、今日は戦争をやっているかどうか分からないけれども、35時間の退避命令を受けて、住民はこっそり生きているんですよ。そこへ、戦争でない、いわゆる一般人に対して、無防備な一般人にどんどん、安い、捨てるような爆弾を落とすって殺りくすということ許してはならないと思う。

だから、私はこれを決議するのは当然だと思っております。

以上です。

○副議長（浅沼憲春君） ほかに討論はありませんか。

先に反対者の発言を許可いたします。その後、賛成の方にします。

反対の方で発言ございますか。

(発言する者なし)

○副議長(浅沼憲春君) 本案に賛成者の発言を許可いたします。

4番。

(4番 山本忠志君 登壇)

○4番(山本忠志君) 失礼いたします。世界で核の攻撃を受けて、苦しい思いしたのは、我が国が初でございます。世界初の被爆国として平和を願うものでございますが、私はやっぱり一番驚いたのは、ロシアの攻撃がウクライナの原子力発電所の攻撃をしたという、そういう報道を聞いたときでございます。

それを聞いて、やはり状況の流れ方によっては、我が国は戦後最大の危機に陥る可能性があるというふうに、国会議員も言っておりましたし、私もそのように感じておりました。これは到底看過できない。常軌を逸したロシアの攻撃でございます。これはもう何が何でも断固反対して、即時撤退というふうな決議を町議会として行うのが正しいのではないかなというふうに思って、賛成をいたします。

以上でございます。

○副議長(浅沼憲春君) ほかに討論はありませんか。

(発言する者なし)

○副議長(浅沼憲春君) 以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

本決議の原案可決に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(浅沼憲春君) ありがとうございます。お座りください。

起立多数です。よって、日程第23、発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議は原案どおり可決いたしました。

◎散会の宣告

○副議長(浅沼憲春君) 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

令和4年第一回八丈町議会定例会、第3日目を散会いたします。

次の会議は、3月30日水曜日、午前9時より開議いたします。

(午後 3時08分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年3月16日

副 議 長 浅 沼 憲 春

署 名 議 員 廣 江 才

署 名 議 員 小 澤 一 美